

# 塩尻市地域防災計画 震災対策編

令和3年度修正

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 計画作成の趣旨</b></p> <p>4 長野県強靱化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>長野県強靱化計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から長野県における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化<b>基本法</b>」第13条に基づき策定されている。このため、市は、長野県の国土強靱化に関する部分については、長野県強靱化計画の総合目標「多くの災害から学び、いのちを守る県づくり」を基本とし、基本目標である</p> <p>(1) 人命の保護が最大限図られること</p> <p>(2) 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること</p> <p>(3) 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること</p> <p>(4) 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧<b>ができる</b>こと</p> <p>(5) 流通・経済活動を停滞<b>させ</b>ないこと</p> <p>(6) 二次的な被害を発生させないこと</p> <p>(7) 被災した方々の<b>生活が継続し、日常の生活が迅速に戻る</b>ことを踏まえて<b>作成した塩尻市国土強靱化地域計画に基づき</b>、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 計画作成の趣旨</b></p> <p>4 長野県強靱化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>長野県強靱化計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から長野県における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づき策定されている。このため、市は、長野県の国土強靱化に関する部分については、長野県強靱化計画の総合目標「多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく」を基本とし、基本目標である</p> <p>(1) 人命の保護が最大限図られること</p> <p>(2) 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること</p> <p>(3) 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること</p> <p>(4) 必要最低限のライフラインは確保し、これらの早期復旧を図ること</p> <p>(5) 流通・経済活動が停滞しないこと</p> <p>(6) 二次的な被害を発生させないこと</p> <p>(7) 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻ることを踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第2節 防災の基本理念及び施策の概要</b></p> <p>1 防災対策の基本</p> <p>防災対策を行うに当たっては、<b>塩尻市国土強靱化計画及び</b>次の事項を基本とし、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p>イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>(ウ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材<b>等</b>の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、<b>過去の災害対応の教訓の共有を図るなど</b>、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p>	<p><b>第2節 防災の基本理念及び施策の概要</b></p> <p>1 防災対策の基本</p> <p>防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p>イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>(オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p>	<p>追記</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p>(ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等、被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>(ケ) 避難所における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>(コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。</p> <p>(サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。</p> <p>(シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。</p> <p>2 市、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとるものとする。</p> <p>3 市民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるものとする。</p>	<p>(ク) 被災者の健康状態の把握等、避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等、被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>(新規)</p> <p>(ケ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。</p> <p>(コ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。</p> <p>(サ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。</p> <p>2 防災体制の強化</p> <p>市、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとるものとする</p> <p>3 市民の責務</p> <p>市民は、</p> <p>(1) 「自らの身の安全命は自らが守る」との認識のもと (自助)</p> <p>(2) 地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い (互助・共助)</p> <p>災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた追加</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
--	---	---

新		旧		修正理由・備考																								
<p><b>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱</b></p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 市</p> <p>市は、防災の第<del>一</del>次責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。</p> <p>第2 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりである。</p> <p>1 塩尻市</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務または業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>塩 尻 市</td> <td>(8) <del>避難指示等</del>に関すること。</td> </tr> </table> <p>8 指定公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務または業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(10) 電力会社</td> <td>(中部電力<del>株</del>パワーグリッド<del>株</del>及び東京電力ホールディングス<del>株</del>) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。</td> </tr> </table> <p>9 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務または業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(3) 放送会社</td> <td>(信越放送<del>株</del>、<del>株</del>長野放送、<del>株</del>テレビ信州、長野朝日放送<del>株</del>、長野エフエム放送<del>株</del>、エルシーブイ<del>株</del>、<del>株</del>テレビ松本ケーブルビジョン、<del>株</del>しおじりコミュニティ放送株式会社) 地震情報等広報に関すること。</td> </tr> </table>		機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	塩 尻 市	(8) <del>避難指示等</del> に関すること。	機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	(10) 電力会社	(中部電力 <del>株</del> パワーグリッド <del>株</del> 及び東京電力ホールディングス <del>株</del> ) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。	機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	(3) 放送会社	(信越放送 <del>株</del> 、 <del>株</del> 長野放送、 <del>株</del> テレビ信州、長野朝日放送 <del>株</del> 、長野エフエム放送 <del>株</del> 、エルシーブイ <del>株</del> 、 <del>株</del> テレビ松本ケーブルビジョン、 <del>株</del> しおじりコミュニティ放送株式会社) 地震情報等広報に関すること。	<p><b>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱</b></p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 市</p> <p>市は、防災の第1次責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。</p> <p>第2 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりである。</p> <p>1 塩尻市</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務または業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>塩 尻 市</td> <td>(8) 避難の勧告または指示に関すること。</td> </tr> </table> <p>8 指定公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務または業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(10) 電力会社</td> <td>(中部電力<del>株</del>及び東京電力ホールディングス<del>株</del>) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。</td> </tr> </table> <p>9 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務または業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(3) 放送会社</td> <td>(信越放送<del>株</del>、<del>株</del>長野放送、<del>株</del>テレビ信州、長野朝日放送<del>株</del>、長野エフエム放送<del>株</del>、エルシーブイ<del>株</del>、<del>株</del>テレビ松本ケーブルビジョン) 地震情報等広報に関すること。</td> </tr> </table>		機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	塩 尻 市	(8) 避難の勧告または指示に関すること。	機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	(10) 電力会社	(中部電力 <del>株</del> 及び東京電力ホールディングス <del>株</del> ) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。	機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	(3) 放送会社	(信越放送 <del>株</del> 、 <del>株</del> 長野放送、 <del>株</del> テレビ信州、長野朝日放送 <del>株</del> 、長野エフエム放送 <del>株</del> 、エルシーブイ <del>株</del> 、 <del>株</del> テレビ松本ケーブルビジョン) 地震情報等広報に関すること。	<p>記載誤り</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害時協定を締結したため追加</p>
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱																											
塩 尻 市	(8) <del>避難指示等</del> に関すること。																											
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱																											
(10) 電力会社	(中部電力 <del>株</del> パワーグリッド <del>株</del> 及び東京電力ホールディングス <del>株</del> ) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。																											
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱																											
(3) 放送会社	(信越放送 <del>株</del> 、 <del>株</del> 長野放送、 <del>株</del> テレビ信州、長野朝日放送 <del>株</del> 、長野エフエム放送 <del>株</del> 、エルシーブイ <del>株</del> 、 <del>株</del> テレビ松本ケーブルビジョン、 <del>株</del> しおじりコミュニティ放送株式会社) 地震情報等広報に関すること。																											
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱																											
塩 尻 市	(8) 避難の勧告または指示に関すること。																											
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱																											
(10) 電力会社	(中部電力 <del>株</del> 及び東京電力ホールディングス <del>株</del> ) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。																											
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱																											
(3) 放送会社	(信越放送 <del>株</del> 、 <del>株</del> 長野放送、 <del>株</del> テレビ信州、長野朝日放送 <del>株</del> 、長野エフエム放送 <del>株</del> 、エルシーブイ <del>株</del> 、 <del>株</del> テレビ松本ケーブルビジョン) 地震情報等広報に関すること。																											

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第4節 塩尻市の概況</b></p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口</p> <p>本市の人口は、平成17年4月、塩尻市と檜川村との合併により、新たな塩尻市が誕生し、人口規模は、68,346人となった。(国勢調査人口)</p> <p><b>令和2年</b>10月1日現在の人口は、67,135人で、合併時より<b>1,105</b>人減少している。(国勢調査人口)</p> <p>本市の人口の推移は、昭和45年から昭和55年まで急増し、その後は平成12年まで漸増傾向を示しているが、少子高齢化の影響もあり、檜川村との合併後は減少傾向にある。</p> <p>2 産業</p> <p>(1) 農業・林業</p> <p><b>塩尻市の農家は、2,106戸で塩尻市の全世帯に占める割合(農家率)は7.6%</b>で、低下の傾向にある。<b>主業農家は25.1%、準主業農家12.7%</b>、自給的農家は<b>62.2%</b>である。(令和2年農林業センサス)</p> <p><b>30a以上の経営耕地面積を持つ等の農業経営体の経営耕地面積は</b>市域の<b>5.8%、1,688.2ha</b>であり、農業経営体1戸当たりの平均耕地面積は<b>152a</b>となっている。全耕地面積における種類別割合は、田が<b>33.2%</b>、畑が<b>48.4%</b>、樹園地が<b>18.4%</b>となっている。(令和2年農林業センサス)</p> <p>なお、大規模な土地改良事業が実施とともに新品種の導入、新技術の実用化が進められ、農業生産性の向上が積極的に図られている。</p> <p>また、市域の<b>53.3%</b>を占める山林は、そのほとんどが人工林とされ、森林資源として活用されている。そのため、林道が山地の中に伸長しているが、中には経済的目的のほか観光面の性格を持ったものも見られる。</p>	<p><b>第4節 塩尻市の概況</b></p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口</p> <p>本市の人口は、平成17年4月、塩尻市と檜川村との合併により、新たな塩尻市が誕生し、人口規模は、68,346人となった。(国勢調査人口)</p> <p>平成27年10月1日現在の人口は、67,135人で、合併時より1,211人減少している。(国勢調査人口)</p> <p>本市の人口の推移は、昭和45年から昭和55年まで急増し、その後は平成12年まで漸増傾向を示しているが、少子高齢化の影響もあり、檜川村との合併後は減少傾向にある。</p> <p>2 産業</p> <p>(1) 農業・林業</p> <p>就業人口にみる農業の占める割合は約7.5%で、低下の傾向にある。(平成27年国勢調査) 専業農家は17.8%、兼業農家は34.0%、自給的農家は48.2%である。(平成27年農林業センサス)</p> <p>経営耕地面積は市域の4.6%、1,336.3haであり、農家1戸当たりの平均耕地面積は50.8aとなっている。全耕地面積における種類別割合は、田が35.0%、畑が48.1%、樹園地が16.9%となっている。(平成27年農林業センサス)</p> <p>なお、大規模な土地改良事業が実施とともに新品種の導入、新技術の実用化が進められ、農業生産性の向上が積極的に図られている。</p> <p>また、市域の51.8%を占める山林は、そのほとんどが人工林とされ、森林資源として活用されている。そのため、林道が山地の中に伸長しているが、中には経済的目的のほか観光面の性格を持ったものも見られる。</p>	<p>数値変更等による修正</p> <p>数値変更等による修正</p>

(2) 工業

就業人口に見る製造業の占める割合は、27.2%となっている。(平成27年国勢調査)

市内の工業は、精密機械、電気機械、一般機械を中心とする高度加工型工業が主軸となっている。従来から高水準にあった工業技術力は、近年さらに高度化し、製造品出荷額等は、令和2年調査で、長野県で8年連続1位となっており、県下をリードする工業集積都市となっている。

(3) 商業

就業人口に見る卸、小売業、飲食店等の割合は、19.6%となっている。(平成27年国勢調査)

商業は、大門商店街と広丘商店街及びそれを結ぶ幹線道路に面したロードサービス等が、市街地の賑わいを醸し出している。

本市の観光資源としては、中山道の宿場町として栄えた檜川地区の奈良井・木曾平沢地区が、重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、年間約60万人の観光客が訪れている。

3 交通

市域の交通は、その立地条件により県下でも有数の交通網の要所として、国や地域の経済とともに、市民生活の多様化等により、重要性が一層増している。

《道路》

市域を通る国及び県道は、次のとおりである。

区分	名称	通過地区等	延長(m)
国道	—	—	—
県道	合計		65,003.6

(2) 工業

就業人口に見る製造業の占める割合は、27.1%となっている。(平成27年国勢調査)

市内の工業は、精密機械、電気機械、一般機械を中心とする高度加工型工業が主軸となっている。従来から高水準にあった工業技術力は、近年さらに高度化し、県下をリードする工業集積都市を目指して、新しい時代に向かっている。

(3) 商業

就業人口に見る卸、小売業、飲食店等の割合は、19.5%となっている。(平成27年国勢調査)

商業は、大門商店街と広丘商店街及びそれを結ぶ幹線道路に面したロードサービス等が、市街地の賑わいを醸し出している。

本市の観光資源としては、中山道の宿場町として栄えた檜川地区の奈良井・木曾平沢地区が、重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、年間約50万人の観光客が訪れている。

3 交通

市域の交通は、その立地条件により県下でも有数の交通網の要所として、国や地域の経済とともに、市民生活の多様化等により、重要性が一層増している。

《道路》

市域を通る国及び県道は、次のとおりである。

区分	名称	通過地区等	延長(m)
国道	—	—	—
県道	合計		64,332.6

数値変更等による修正

国道と県道の合計数に誤り

<p>4 生活環境</p> <p>生活基盤の整備は、市街化区域 980ha を中心に進められている。これらの区域は、生活環境の良好な保持のため、それぞれの用途区域の指定のほか、災害防止の上から準防火地域の指定（57.0ha）、下水道（汚水 1,633ha、雨水 1,108ha）、区画整理事業（施行済及び施行中 18 箇所、約 180.5ha）等が進められている。下水道普及率は、平成 29 年 4 月 1 日現在 99.9%である。</p> <p>また、上水道については令和 2 年度現在、1 日平均配水量 23,508m<sup>3</sup>である。</p> <p>さらに、通信施設としては、加入電話施設、ケーブルテレビ、公衆電話施設などがある。</p>	<p>4 生活環境</p> <p>生活基盤の整備は、市街化区域 967ha を中心に進められている。これらの区域は、生活環境の良好な保持のため、それぞれの用途区域の指定のほか、災害防止の上から準防火地域の指定（57.0ha）、下水道（汚水 1,633ha、雨水 1,108ha）、区画整理事業（施行済及び施行中 18 箇所、約 180.5ha）等が進められている。下水道普及率は、平成 29 年 4 月 1 日現在 99.9%である。</p> <p>また、上水道については平成 28 年現在、1 日平均配水量 22,463m<sup>3</sup>である。</p> <p>さらに、通信施設としては、加入電話施設、ケーブルテレビ、公衆電話施設などがある。</p>	<p>数値変更による修正</p>
--	--	------------------

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第2章 災害予防計画</b></p> <p><b>第1節 地震に強いまちづくり</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 施設等への耐震性の確保、市域保全機能の増進等地震に強い郷土を形成する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地震に強い郷土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(エ) 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を参考に減災目標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進するものとする。</p> <p>(オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p> <p>イ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実、航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。</p>	<p><b>第2章 災害予防計画</b></p> <p><b>第1節 地震に強いまちづくり</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 施設等の耐震性の確保、市域保全機能の増進等地震に強い郷土を形成する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地震に強い郷土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(新規)</p> <p>(エ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p> <p>イ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。</p>	<p>記載誤り</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p>a 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p>b 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。</p> <p>防災拠点となる公共施設等の耐震化について、計画的かつ効果的な実施に努める。</p> <p>c 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。</p> <p>d 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。</p> <p>(イ) 建築物等の安全化</p> <p>e 市有建築物の耐震化については、塩尻市耐震改修促進計画に沿った耐震化を促進する。</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等を</p>	<p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p>(新規)</p> <p>a 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。</p> <p>防災拠点となる公共施設等の耐震化について、計画的かつ効果的な実施に努める。</p> <p>b 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。</p> <p>(新規)</p> <p>(イ) 建築物等の安全化</p> <p>e 市有建築物の耐震化を目的とする耐震促進計画を策定する。</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等を</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	--	---

<p>もたらずことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、<b>廃棄物処理施設</b>等のライフライン施設や廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p>c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、<b>宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。</b></p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行い、職員及び市民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。</p> <p>b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。</p> <p>c <b>防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。</b></p> <p>d 県、他市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</p>	<p>もたらずことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p>c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行い、職員及び市民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。</p> <p>b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。</p> <p><b>(新規)</b></p> <p>c 県、他市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	---

<p>e 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p>f 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</p> <p>ウ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるととも避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、<b>廃棄物処理施設</b>等のライフライン施設や廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p>c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、<b>宅地の安全性の把握及び耐震化を実施する</b>よう努めるものとする。</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p>	<p>d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。 <b>(新規)</b></p> <p>ウ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるととも避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p>c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるものとする。</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	--	---

<p>a 地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p>b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。</p> <p>c 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</p> <p>d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるよう努めるものとする。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性に留意する。</p> <p>e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p>f 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p>g 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p>h 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>i 大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</p>	<p>a 地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p>b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるよう努めるものとする。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性に留意する。</p> <p>d 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p>e 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	-----------------------

<p>エ その他関係機関が実施する計画（全機関）</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、<b>廃棄物処理施設</b>等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a <b>次章以降に掲げる、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための必要な資機材及び人員の配置などの備え</b>を平常時から十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るため、災害応急対応マニュアルの見直しを進めるものとする。</p> <p>b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとするものとする。</p> <p>c <b>地方整備局は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。（別記参照）</b></p> <p>d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、<b>訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</b></p> <p>e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握し</p>	<p>エ その他関係機関が実施する計画（全機関）</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るため、災害応急対応マニュアルの見直しを進めるものとする。</p> <p>b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとするものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>d 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握し</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	--	---

ておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

f 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(別記) 防災機能を有する市内道の駅一覧

No.	所在地	道の駅 名称	路線名	整備 手法	防災機能		駐車場 面積(m <sup>2</sup> )
					活動拠 点※	ヘリポ ート	
1	塩尻町 1090 番地	小坂田 公園	(国)20 号	単独型	○		8,900 m <sup>2</sup>
2	木曾平沢 2272 番地 7	木曾な らかわ	(国)19 号	一般型 (国)	○		3,990 m <sup>2</sup>
3	奈良井 1346 番の 3	奈良井 木曾の 大橋	(国)19 号	一般型 (国)	○		4,260 m <sup>2</sup>

ておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

(新規)

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第2節 情報の収集・連絡体制計画</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <p>2 防災関係機関との、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、<b>目標時間</b>等を定めておく。</p> <p>(イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。</p> <p>(ウ) 支所及び公共施設（学校、保育園など）、警察署、消防署、消防団、区長等に整備した、移動系防災行政無線を活用した情報収集・連絡体制の整備を図る。</p> <p>(エ) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。</p> <p>(オ) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。</p> <p>(カ) ヘリコプターによる上空からの情報収集を研究する。</p> <p><b>(キ) 無人航空機による上空からの情報収集を実施する。</b></p> <p>(ク) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、市民と連携し、</p>	<p><b>第2節 情報の収集・連絡体制計画</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <p>2 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。</p> <p>(イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。</p> <p>(ウ) 支所及び公共施設（学校、保育園など）、警察署、消防署、消防団、区長等に整備した、移動系防災行政無線を活用した情報収集・連絡体制の整備を図る。</p> <p>(エ) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。</p> <p>(オ) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。</p> <p>(カ) ヘリコプターによる上空からの情報収集を研究する。</p> <p><b>(新規)</b></p> <p>(キ) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、市民と連携し、</p>	<p>記載誤り</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>(7) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定するものとする。(危機管理部) また、災害発生直後、被害が甚大な市町村等を早期に把握するため、県が情報収集する内容及び<b>目標</b>時間を予め定めるとともに、関係機関に周知するものとする。(全部局)</p> <p>(キ) 情報を一元的に収集伝達する「長野県防災情報システム」の<b>効果的運用を推進</b>する。(危機管理部)</p>	<p>土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>(7) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定するものとする。(危機管理部) また、災害発生直後、被害が甚大な市町村等を早期に把握するため、県が情報収集する内容及び報告時間を予め定めるとともに、関係機関に周知するものとする。(全部局)</p> <p>(キ) 情報を一元的に収集伝達する「長野県防災情報システム」を構築するものとする。(危機管理部)</p>	<p>県の計画の記載に 合わせた修正</p>
---	--	----------------------------

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第3節 活動体制計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(イ) 応急対策全般への対応力を高めるため、<b>国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</b></p> <p>(ロ) <b>発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</b></p> <p>ウ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(イ) 応急対策全般への対応力を高めるため、<b>国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</b></p> <p>(ロ) <b>過去の災害対応の振り返りを行い、必要に応じて長野県災害対策本部規程、長野県警戒・対策本部設置要綱等の見直しを図る。見直しにおいては、初動期だけでなく応急期から復旧期にかけての体制についても検討するものとする。また、体制の見直しについては、訓練等を</b></p>	<p><b>第3節 活動体制計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(イ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。</p> <p>(新規)</p> <p>ウ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(イ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>(ロ) 過去の災害対応を検証し、必要に応じて体制の見直しを図る。また体制の見直しについては、訓練等を通じPDCAサイクルの観点から改善を図るものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p>通じPDCAサイクルの観点から改善を図るものとする。</p> <p>(キ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>また、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>また、保健福祉センターは、耐震性があり、非常発電装置を設置してあるため災害時の中枢施設と位置づけ、中枢機能を整備する。</p> <p>5 業務継続性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び関係機関が実施する計画</p> <p>(ア) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、塩尻市業務継続計画等により、業務継続性の確保を図る。</p>	<p>(新規)</p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>また、保健福祉センターは、耐震性があり、非常発電装置を設置してあるため災害時の中枢施設と位置づけ、中枢機能を整備する。</p> <p>5 業務継続性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、塩尻市業務継続計画等により、業務継続性の確保を図る。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	---

<p>イ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(7) <b>災害時</b>の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p>	<p>イ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(7) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	--	-----------------------

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第4節 広域相互応援計画</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。</li> <li>2 県内全市町村による相互応援体制の確立を図る。</li> <li>3 県内全消防本部による消防相互応援体制の確立。</li> <li>4 姉妹都市との相互応援協定の締結。</li> <li>5 公共機関及びその他事業者等による相互応援協定の締結を促進する。</li> <li>6 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、防災拠点の確保を図る。</li> </ol> <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災関係機関相互の連携体制整備                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(2) 実施計画                             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 県、市及び関係機関が実施する計画                                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(ア) 広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。(危機管理部)</li> <li>(イ) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。(危機管理部)</li> <li>(ウ) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討するものとする。(危機管理部)</li> <li>(エ) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものと</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	<p><b>第4節 広域相互応援計画</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る</li> <li>2 県内全市町村による相互応援協定の締結。</li> <li>3 県内全消防本部による消防相互応援体制の確立。</li> <li>4 姉妹都市との相互応援協定の締結。</li> <li>5 公共機関及びその他事業者等による相互応援協定の締結を促進する。</li> <li>6 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、防災拠点の確保を図る。</li> </ol> <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災関係機関相互の連携体制整備                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(2) 実施計画                             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 県、市及び関係機関が実施する計画                                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(ア) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。(危機管理部)</li> <li>(イ) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討するものとする。(危機管理部)</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p>する。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。(県・市町村)</p> <p>(カ) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。(地方整備局)</p> <p>(カ) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。(市)</p> <p>(キ) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。(県・市町村)</p> <p>2 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 関係機関が実施する計画 (県内各消防本部、県消防長会) 県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。</p> <p>4 他の都道府県等との相互応援協定</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>市では、平成7年に静岡県南伊豆町と、同年に新潟県糸魚川市(糸魚川市の市町合併により平成17年再締結)と、平成22年には静岡県袋井市とそれぞれ姉妹都市間における災害時の相互応援協定を締結している。</p> <p>また、県では、全国知事会の調整による「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、関東地方知事会を構成する1都9県による「震災時等の相互応援に関する協定」及び中部圏知事会を構成する9県1市(名古屋市)による「災害時等の応援に関する協定」が締結されている。</p>	<p>(ウ) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。(地方整備局)</p> <p>(エ) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。(市)</p> <p>(新規)</p> <p>2 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 関係機関が実施する計画 (県市長会、県町村会、県消防長会) 県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。</p> <p>4 他の都道府県等との相互応援協定</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>市では、平成7年に静岡県南伊豆町と、同年に新潟県糸魚川市(糸魚川市の市町合併により平成17年再締結)と、平成22年には静岡県袋井市とそれぞれ姉妹都市間における災害時の相互応援協定を締結している。</p> <p>また、県では、全国知事会の調整による「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、関東地方知事会を構成する1都9県による「震災時等の相互応援に関する協定」及び中部圏知事会を構成する9県1市(名古屋市)による「災害時等の応援に関する協定」が締結されている。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
--	--	---

<p>るほか、新潟県、山梨県、静岡県と「中央日本四県（新潟県・山梨県・長野県・静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」を締結している。</p> <p>また、新潟県、山梨県、群馬県、岐阜県、富山県、静岡県と「消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定」及び富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県と「大規模災害時におけるドクターヘリ広域連携に関する基本協定」を締結している。</p> <p>これらの協定により、近隣都県市との相互応援体制は整備されているが、今後一層の連携強化が必要である。</p> <p>また災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（危機管理部）</p> <p>（オ） 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討するものとする。</p> <p>7 広域防災拠点の確保</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>大規模災害時において、国及び他県等から広域的な人的、物的支援を円滑に受け入れ、被災市町村に迅速かつ確実に送り届けるため、長野県広域</p>	<p>るほか、新潟県、山梨県、静岡県と「中央日本四県（新潟県・山梨県・長野県・静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」を締結している。</p> <p>また、新潟県、山梨県、群馬県、岐阜県、富山県、静岡県と「消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定」を締結している。</p> <p>これらの協定により、近隣都県市との相互応援体制は整備されているが、今後一層の連携強化が必要である。</p> <p>また相互応援協定の締結に当たっては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（危機管理部）</p> <p>（オ） 相互応援協定の締結に当たっては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討するものとする。</p> <p>7 広域防災拠点の確保</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>被害が大きい地震災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	---

<p>受援計画を策定し、広域防災拠点の具体的な施設の選定（資料編参照）や運用について広域防災拠点計画を定めた。</p> <p>この広域防災拠点計画は、県内の情勢の変化や、広域防災拠点施設の整備状況の変化等を踏まえ、継続的に更新していくものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 市は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。</p> <p>(イ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>イ 県が実施する計画（危機管理部）</p> <p>(ア) 県は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定し、関係計画の修正や本県の情勢、関係機関の体制の変化、災害対応で得られた新たな知見等を踏まえ、</p>	<p>入れるため、広域防災拠点として選定した松本空港及び松本平広域公園周辺他について、整備、運用等を県、市町村及び関係機関が調整する必要がある。</p> <p>また、松本空港及び松本平広域公園周辺他だけでなく、他の広域防災拠点の必要性についても検討を行う必要がある。</p> <p>さらに、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となる周辺市町村の緊急避難場所、避難所及び物資輸送拠点等の活動に利用される防災拠点をあらかじめ関係機関が調整して選定する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 市、県及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとに拠点を選定するものとする。</p> <p>(イ) 選定された拠点ごとに、県、市町村及び関係機関で面積、管理者、周辺の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図るものとする。</p> <p>(ウ) 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基にあらかじめ状況を把握するものとする。</p> <p>(エ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
--	--	---

<p>継続的に更新するものとする。</p> <p>(イ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p>		
---	--	--



<p>を行うものとする。</p> <p>a 災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努めるものとする。</p> <p>b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医薬品等の輸送手段の確保を図るものとする。</p> <p>c 使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>阪神・淡路大震災を契機に、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針が示され、県では、災害時において基幹的役割を果たす基幹災害拠点病院1箇所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。</p> <p>また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を松本空港内の信州大学附属病院ドクターヘリ格納庫に設置するなど災害医療体制の整備が進んでいることから、本市でも災害拠点医療機関を指定し、災害医療体制の段階的な整備を進める必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) 災害拠点病院を中心に、市町村の枠を超えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。</p> <p>イ 県が実施する計画（健康福祉部）</p> <p>(7) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1箇所指定した基幹災害拠点病院及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13箇所指定した地域災害拠点病院を中心とし</p>	<p>を行うものとする。</p> <p>a 災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努めるものとする。</p> <p>b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医薬品等の輸送手段の確保を図るものとする。</p> <p>c 使用施設の耐震等の災害に対する安全化に努めるものとする。</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>阪神・淡路大震災を契機に、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針が示され、県では、災害時において基幹的役割を果たす基幹災害拠点病院1箇所及び地域の中心的な役割を果たす地域災害拠点病院を10箇所指定したことから、本市でも災害拠点医療機関を指定し、災害医療体制の段階的な整備を進める必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) 災害拠点病院を中心に、市町村の枠を超えた後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。</p> <p>イ 県が実施する計画（健康福祉部）</p> <p>(7) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1箇所指定した基幹災害拠点病院及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10箇所指定した地域災害拠点病院を中心とし</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
--	---	---

<p>た災害医療体制の整備充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班・災害時小児周産期リエゾン（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）による支援体制を確保するものとする。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の設備に努めるものとする。</p> <p>(イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 災害時における救急医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 消防機関、医療機関の耐震化</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 市町村等において、新耐震基準以前に建築された消防庁舎等を最優先として、所管する当該庁舎等の耐震診断の早期実施及び定期的な建物診断等が実施されるよう助言するものとする。</p> <p>また、診断結果に基づく耐震化計画等の策定及び「防災基盤整備事業」の活用等による既存消防庁舎の計画的かつ速やかな耐震化が図られるよう、併せて助言するものとする。（危機管理部）</p>	<p>た災害医療体制の整備充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班・災害時小児周産期リエゾン（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）による支援体制を確保するものとする。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の設備に努める。</p> <p>(イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 災害拠点病院への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な場所を選定しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 消防機関、医療機関の耐震化</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 市等において、新耐震基準以前に建築された消防庁舎等を最優先として、所管する当該庁舎等の耐震診断の早期実施及び定期的な建物診断等が実施されるよう助言するものとする。</p> <p>また、診断結果に基づく耐震化計画等の策定及び「防災基盤整備事業」の活用等による既存消防庁舎の計画的かつ速やかな耐震化が図られるよう、併せて助言するものとする。（危機管理部）</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	-----------------------

<p>5 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。（健康福祉部）</p> <p>エ 関係機関・関係団体が実施する計画</p> <p>(エ) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。</p> <p>(キ) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p>	<p>5 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。（健康福祉部）</p> <p>エ 関係機関・関係団体が実施する計画</p> <p>(エ) 医療機関間の支援協力を行うため、連絡体制を整備するものとする。また、医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。</p> <p>(キ) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
--	--	---

新											旧											修正理由・備考																																																																																																																										
<b>第6節 消防・水防活動計画</b>  第3 計画の内容 1 消防計画 (1) 現状及び課題 令和3年4月1日現在の本市の消防体制は、消防署数3、消防職員数67人、消防団数1、消防団員数870人である。  常備消防体制の現況（令和3年4月1日現在）											<b>第6節 消防・水防活動計画</b>  第3 計画の内容 1 消防計画 (1) 現状及び課題 令和2年4月1日現在の本市の消防体制は、消防署数3、消防職員数67人、消防団数1、消防団員数870人である。  常備消防体制の現況（令和2年4月1日現在）											令和3年に変更																																																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">職員数(人)</th> <th colspan="9">車両配備数</th> <th rowspan="2">計台数</th> </tr> <tr> <th>ポンプ自動車</th> <th>普通消防ポンプ自動車</th> <th>水槽付消防ポンプ自動車</th> <th>化学消防車</th> <th>救助工作車</th> <th>救急自動車</th> <th>指揮広報車</th> <th>消防自動車</th> <th>屈折はしご付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩尻消防署</td> <td>33</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>広丘消防署</td> <td>21</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>木曾消防署 北分署</td> <td>13</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>67</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>											区分	職員数(人)	車両配備数										計台数	ポンプ自動車	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	救急自動車	指揮広報車	消防自動車	屈折はしご付	塩尻消防署	33	1	1	0	1	2	1	1	6	広丘消防署	21	1	0	1	0	1	1	0	4	木曾消防署 北分署	13	1	0	0	0	1	1	0	3	合計	67	3	1	1	1	4	3	1	13	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">職員数(人)</th> <th colspan="9">車両配備数</th> <th rowspan="2">計台数</th> </tr> <tr> <th>ポンプ自動車</th> <th>普通消防ポンプ自動車</th> <th>水槽付消防ポンプ自動車</th> <th>化学消防車</th> <th>救助工作車</th> <th>救急自動車</th> <th>指揮広報車</th> <th>消防自動車</th> <th>屈折はしご付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩尻消防署</td> <td>33</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>広丘消防署</td> <td>21</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>木曾消防署 北分署</td> <td>13</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>68</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>											区分	職員数(人)	車両配備数									計台数	ポンプ自動車	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	救急自動車	指揮広報車	消防自動車	屈折はしご付	塩尻消防署	33	1	1	0	1	2	1	1	6	広丘消防署	21	1	0	1	0	1	1	0	4	木曾消防署 北分署	13	1	0	0	0	1	1	0	3	合計	68	3	1	1	1	4	3	1	13
区分	職員数(人)	車両配備数											計台数																																																																																																																																			
		ポンプ自動車	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	救急自動車	指揮広報車	消防自動車	屈折はしご付																																																																																																																																						
塩尻消防署	33	1	1	0	1	2	1	1	6																																																																																																																																							
広丘消防署	21	1	0	1	0	1	1	0	4																																																																																																																																							
木曾消防署 北分署	13	1	0	0	0	1	1	0	3																																																																																																																																							
合計	67	3	1	1	1	4	3	1	13																																																																																																																																							
区分	職員数(人)	車両配備数									計台数																																																																																																																																					
		ポンプ自動車	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	救急自動車	指揮広報車	消防自動車	屈折はしご付																																																																																																																																						
塩尻消防署	33	1	1	0	1	2	1	1	6																																																																																																																																							
広丘消防署	21	1	0	1	0	1	1	0	4																																																																																																																																							
木曾消防署 北分署	13	1	0	0	0	1	1	0	3																																																																																																																																							
合計	68	3	1	1	1	4	3	1	13																																																																																																																																							
																						合計数記載誤り																																																																																																																										

非常備消防体制の現況（令和3年4月1日現在）

組 織				ポ ン プ 等			
区分	団数	分団数	団員数	普通消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	市役所消防隊	危機管理課指揮車
塩尻市消防団	1	7	870	8	38	1	2

(2) 実施計画

ア 市、松本広域消防局及び木曾広域消防本部が実施する計画

(7) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。また、消防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防協力団体として指定することで、消防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。

非常備消防体制の現況（令和2年4月1日現在）

組 織				ポ ン プ 等			
区分	団数	分団数	団員数	普通消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	市役所消防隊	危機管理課指揮車
塩尻市消防団	1	7	870	8	38	1	2

(2) 実施計画

ア 市、松本広域消防局及び木曾広域消防本部が実施する計画

(7) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。また、消防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防協力団体として指定することで、消防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

令和3年に変更

県の計画の記載に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第7節 要配慮者支援計画</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、<b>災害時</b>には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。</p> <p>(以下省略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成</p> <p>市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、塩尻市地域防災計画において、避難行動要支援者<b>名簿及び個別避難計画に基づき</b>、<b>避難行動要支援者</b>を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置についても定める。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>市は、塩尻市地域防災計画に基づき、防災担当部局<b>や</b>福祉担当部局<b>など関係部局</b>の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居</p>	<p><b>第7節 要配慮者支援計画</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。</p> <p>(以下省略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市が実施する計画</p> <p>(ア) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成</p> <p>市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、塩尻市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置についても定める。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>市は、塩尻市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。

(ウ) 個別避難計画作成の努力義務

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

(エ) 避難行動要支援者名簿の提供

市地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者

必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(新規)

(ウ) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難支援等に携わる関係者として警察機関、民生委員・児童委員、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、市の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動

に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとる。

なお、名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際しては本人の同意を要しない。

(カ) 要配慮者支援計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

(キ) 避難行動要支援者の移送計画

市は安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(ク) 個別避難計画の事前提供

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(ケ) 避難行動要支援者への配慮

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時か

要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとる。

なお、名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際しては本人の同意を要しない。

(エ) 要配慮者支援計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

(オ) 避難行動要支援者の移送計画

市は安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(新規)

(新規)

<p>ら、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>(ケ) 地区防災計画との調整</p> <p>市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 指定避難所の整備</p> <p>県は、<b>災害時</b>において避難所となる公共施設について、耐震診断、耐震改修等安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(イ) 避難所における要配慮者支援体制の整備</p> <p>県は、<b>災害時</b>において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（<b>D W A T</b>）の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県が実施する計画</p>	<p>(新規)</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 指定避難所の整備</p> <p>県は、災害発生時において避難所となる公共施設について、耐震診断、耐震改修等安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(イ) 避難所における要配慮者支援体制の整備</p> <p>県は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県が実施する計画</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	--	---

<p>(ケ) ホテル・旅館等の確保</p> <p>市は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努めるものとする。県は災害救助法の制度周知等必要な支援に努めるものとする。</p> <p>4 外国籍住民、外国人旅行者等観光客対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>外国籍住民の数が増加し、その国籍も多様化している。これらの外国籍住民については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、災害時には孤立化するおそれがあるため、外国籍住民に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示をするとともに、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 外国籍住民、外国人旅行者の状況把握及び支援体制の整備</p> <p>当該区域内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍住民、外国人旅行者に対する支援体制の整備を図る。</p> <p>イ 市及び県が実施する計画</p> <p>(ア) 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備</p> <p>関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図るものとする。</p> <p>(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知</p> <p>外国籍住民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指</p>	<p>(新規)</p> <p>4 外国籍住民、外国人旅行者等観光客対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>外国人住民の数が増加し、その国籍も多様化している。これらの外国人住民については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、災害時には孤立化するおそれがあるため、外国人住民に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示をするとともに、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 外国人住民、外国人旅行者の状況把握及び支援体制の整備</p> <p>当該区域内における外国人住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国人住民、外国人旅行者に対する支援体制の整備を図る。</p> <p>イ 市及び県が実施する計画</p> <p>(ア) 外国人住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備</p> <p>関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国人住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図るものとする。</p> <p>(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知</p> <p>外国人住民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
--	---	---

<p>定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進するものとする。</p> <p>(ウ) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>外国語版の啓発資料の作成、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民等に対する防災知識の普及を図るものとする。</p> <p>(以下省略)</p> <p>ウ 関係機関が実施する計画</p> <p>(ア) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語などの外国籍住民や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図るものとする。</p> <p>(イ) 医療機関においては、外国籍住民等に対する応急救護体制の整備を図るものとする。</p> <p>5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 要配慮者利用施設の管理者が実施する計画</p> <p>土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。</p> <p>なお、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、市防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による</p>	<p>定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進するものとする。</p> <p>(ウ) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>外国語版の啓発資料の作成、配布、防災教育、防災訓練等への外国人住民等の参加推進などを通じて、外国人住民等に対する防災知識の普及を図るものとする。</p> <p>(以下省略)</p> <p>ウ 関係機関が実施する計画</p> <p>(ア) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語などの外国人住民や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図るものとする。</p> <p>(イ) 医療機関においては、外国人住民等に対する応急救護体制の整備を図るものとする。</p> <p>5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 要配慮者利用施設の管理者が実施する計画</p> <p>土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。</p> <p>なお、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、市防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成し、その概念などを共用スペースの掲示板などに掲載して利用者等が確認できるよう配慮するとともに、計画に基づく避難訓練を実施するものとする。また、計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告する</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	---

<p>被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努めるものとする。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告するものとする。</p>	<p>ものとする。</p>	
--	---------------	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第8節 緊急輸送計画</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。</li> <li>2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。</li> <li>3 ヘリコプター保有機関、トラック協会等との連携により、災害時の輸送力確保について事前に計画を樹立する。</li> <li>4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、<b>災害時</b>の迅速な運用に備える。</li> </ol> <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急交通路確保計画           <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 県が実施する計画               <ol style="list-style-type: none"> <li>(7) 次により緊急交通路確保に関する計画を樹立するものとする。（警察本部）                   <ol style="list-style-type: none"> <li>a <b>緊急交通路指定予定路線</b>を指定するものとする。</li> <li>b 大規模、広域災害発生時の総合交通規制について、隣接県警察と協議し、緊急交通路交通規制のための協定を締結するものとする。</li> <li>c 主要交差点の信号機の自動電源付加装置の設置、交通規制用標識の準備等、交通安全施設整備を推進するものとする。</li> </ol> </li> <li>(i) 緊急交通路確保のため、次の対策を講じるものとする。（建設部）                   <p><b>緊急交通路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備する。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a 一<b>次</b>緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所か</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	<p><b>第8節 緊急輸送計画</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。</li> <li>2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。</li> <li>3 ヘリコプター保有機関、トラック協会等との連携により、災害時の輸送力確保について事前に計画を樹立する。</li> <li>4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、<b>発災時</b>の迅速な運用に備える。</li> </ol> <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急交通路確保計画           <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 県が実施する計画               <ol style="list-style-type: none"> <li>(7) 次により緊急交通路確保に関する計画を樹立するものとする。（警察本部）                   <ol style="list-style-type: none"> <li>a 緊急交通路交通規制対象予定道路を指定するものとする。</li> <li>b 大規模、広域災害発生時の総合交通規制について、隣接県警察と協議し、緊急交通路交通規制のための協定を締結するものとする。</li> <li>c 主要交差点の信号機の自動電源付加装置の設置、交通規制用標識の準備等、交通安全施設整備を推進するものとする。</li> </ol> </li> <li>(i) 緊急交通路確保のため、次の対策を講じるものとする。（建設部）                   <ol style="list-style-type: none"> <li>a 一時緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所か</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p>ら順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進するものとする。 特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(7) 全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として、「県拠点ヘリポート」を指定するものとする。(危機管理部)</p> <p>また、長野県広域受援計画で設定した広域防災拠点のうち、松本ゾーンの広域防災拠点を優先的に開設するものとするが、「松本ゾーン」が被災している場合は、「長野又は上田・佐久ゾーン」の広域防災拠点を優先して開設する。</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(削除)</p> <p>(7) 管内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を確保する。</p> <p>(4) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p>	<p>ら順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進するものとする。 特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(7) 全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として、「県拠点ヘリポート」を指定するものとする。(危機管理部)</p> <p>また、松本空港及び松本平広域公園周辺他を広域防災拠点とし、整備、運用について検討を行うとともに、他の広域防災拠点の選定についても検討を行うものとする。なお、この広域防災拠点は、県域を越える支援においても活用を図るものとする。</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) ヘリコプターの活用については、関係機関との業務協定を締結しておき、その運用を図る。</p> <p>(4) 災害時の輸送力について、市内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を確保する。</p> <p>(ウ) 上記のほか、災害時の陸路及び空路輸送を想定とした輸送ボランティアの登録制度を推進し、災害時の輸送力体制の強化を図る。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	--	---

<p>(ウ) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。</p> <p>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時からの受注機会への配慮等、検討するよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	
<p>イ 県が実施する計画（危機管理部）</p> <p>(ア) 災害時の輸送力について、北陸信越運輸局及び輸送関係機関と連携をとり、輸送力の確保を図るものとする。</p> <p>(イ) ヘリコプターの活用については、<b>長野県地域防災計画</b>第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、平常時から連携を密にするとともに、<b>無人航空機が速やかに活用できるよう</b>平常時から民間企業等連携体制の構築を行う。</p> <p>(ウ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。<b>この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</b></p> <p>(エ) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注</p>	<p>イ 県が実施する計画（危機管理部）</p> <p>(ア) 災害時の輸送力について、北陸信越運輸局及び輸送関係機関と連携をとり、輸送力の確保を図るものとする。</p> <p>(イ) ヘリコプターの活用については、第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、平常時から連携を密にするものとする。</p> <p>(ウ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>(エ) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時からの受注機会への配慮等、検討するよう努めるものとする。

法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第9節 障害物の処理計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 県が実施する計画（各部局）</p> <p>ア 倒木処理に係る市の体制づくりを支援するものとする。（林務部）</p> <p>イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を市に対して<b>助言</b>するものとする。（農政部）</p> <p>ウ 災害発生時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議するものとする。（建設部）</p> <p>エ 建設業協会等と業務協定を締結し、応急対策に備えるものとする。</p> <p>オ レッカー車、クレーン車等の保有業者等の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行うものとする。（<b>警察本部</b>）</p> <p><b>カ 公共の広場、駐車場など排除物件の保管場所を確保するものとする。（警察本部）</b></p> <p><b>キ 業者に対する車両、要員等除去体制・能力の充実を依頼するものとする。</b></p>	<p><b>第9節 障害物の処理計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 県が実施する計画（各部局）</p> <p>ア 倒木処理に係る技術的指針を策定するなど、市の体制づくりを支援するものとする。（林務部）</p> <p>イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を市に対して<b>指導</b>するものとする。（農政部）</p> <p>ウ 災害発生時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議するものとする。（建設部）</p> <p>エ 建設業協会等と業務協定を締結し、応急対策に備えるものとする。</p> <p>オ レッカー車、クレーン車等の保有業者等の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行うものとする。（警察本部）</p> <p>カ 公共の広場、駐車場など排除物件の保管場所を確保するものとする。（警察本部）</p> <p>キ 業者に対する車両、要員等除去体制・能力の充実を依頼するものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第10節 防災訓練計画</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>大地震の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。</p> <p>また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</p> <p>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>3 <b>市及び県は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>阪神・淡路大震災や東日本大震災のような激甚な災害の発生時には、大</p>	<p><b>第10節 防災訓練計画</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>大地震の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>3 応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備を図る。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>阪神・淡路大震災や東日本大震災のような激甚な災害の発生時には、</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。</p> <p>また、特に土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>ア 県及び市は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。</p> <p>イ 地域振興局及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>ウ 保健所は、自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。</p> <p>エ 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。県は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(オ) 避難計画の作成</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練や避難訓練の実施等避難体制の確立に努める。</p> <p>また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。</p> <p>a 高齢者等避難、避難指示または緊急安全確保の具体的な発令基準及び伝達方法（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保については</p>	<p>予測がつかない災害形態と大規模かつ長期にわたる避難活動が予想されるため、避難場所や避難経路、避難所の運営など、きめ細かな避難計画が必要とされる。</p> <p>特に土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(新規)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(オ) 避難計画の作成</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練や避難訓練の実施等避難体制の確立に努める。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。</p> <p>a 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）を発令する基準及び伝達経路、方法</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
--	--	-----------------------

<p style="color: red;">第3章第11節を参照)</p> <p>(キ) 帰宅困難者等対策</p> <p>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p style="color: red;">なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p>エ 市民が実施する計画</p> <p>(イ) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。</p> <p style="color: red;">a 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか</p> <p style="color: red;">①指定緊急避難場所への立退き避難</p> <p style="color: red;">②「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難</p> <p style="color: red;">③「屋内安全確保」(その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動)</p> <p style="color: red;">b 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか(テレビ、ラジオ、インターネット等)</p> <p style="color: red;">c 家の中でどこが一番安全か。</p> <p style="color: red;">d 救急医薬品や火気などの点検</p> <p style="color: red;">e 幼児や高齢者の避難は誰が責任を持つか。</p> <p style="color: red;">f 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。</p> <p style="color: red;">g 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか。</p> <p style="color: red;">h 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。</p>	<p>市民にわかりやすい「避難活動マニュアル」を策定する。</p> <p>(キ) 帰宅困難者等対策</p> <p>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>エ 市民が実施する計画</p> <p>(イ) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。</p> <p style="color: red;">(新規)</p> <p style="color: red;">a 家の中でどこが一番安全か。</p> <p style="color: red;">b 救急医薬品や火気などの点検</p> <p style="color: red;">c 幼児や高齢者の避難は誰が責任を持つか。</p> <p style="color: red;">d 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。</p> <p style="color: red;">e 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか。</p> <p style="color: red;">f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	---

<p>i 昼の場合、夜の場合の家族の分担をどうするか。</p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<b>新型コロナウイルス感染症対策等</b>を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び<b>避難者</b>が避難生活を送るために<b>必要十分な</b>指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<b>平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について</b>、市民への周知徹底を図る。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 関係機関が実施する計画</p> <p>(イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するために、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急<b>受入</b>等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(イ) 指定避難所については、<b>避難者</b>を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造または</p>	<p>g 昼の場合、夜の場合の家族の分担をどうするか。</p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。</p> <p>ウ 関係機関が実施する計画</p> <p>(イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するために、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造または</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	---

<p>設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、<b>指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。</b></p> <p>(オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p><b>また、避難所の感染症対策については、第3章第16節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努める。</b></p> <p>(キ) テレビ、携帯ラジオ等<b>避難者</b>による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。<b>また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</b></p> <p>(ク) 指定避難所またはその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、<b>携帯トイレ、簡易トイレ</b>、非常用電源、<b>常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション</b>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<b>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に</b></p>	<p>設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、ており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>(キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>(ク) 指定避難所またはその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、医薬品、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	---

<p>必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(シ) 「長野県避難所マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、<b>長野県避難所TKBスタンダード</b>等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備等に努める。</p> <p>(ス) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、<b>熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</b></p> <p>(セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。<b>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</b></p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(7) <b>市町村の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド(睡眠)については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。(危機管理部)</b></p> <p>(イ) 県有施設について市の指定避難所の指定に協力するものとする。<b>(県有施設管理部局)</b></p> <p>(ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努めるものとする。<b>(県有施設管理部局)</b></p> <p>(エ) 市が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄</p>	<p>(シ) 「避難所マニュアル策定指針」(令和2年7月改定長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備等に努める。</p> <p>(ス) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>(セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(7) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月令和2年7月改定長野県危機管理部)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるものとする。</p> <p>(イ) 県有施設について市の指定避難所の指定に協力するものとする。</p> <p>(ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努めるものとする。</p> <p>(エ) 市が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	--	---

<p>のためのスペースや通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。(県有施設管理部局)</p> <p>(オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市町村による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。</p> <p>4 応急仮設住宅の供給体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画(建設部)</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図るものとする。(建設部)</p> <p>    b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会、(一社)日本RV・トレーラーハウス協会及び(一社)日本ムービングハウス協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化するものとする。</p> <p>5 在宅避難者等の支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</p> <p>ア 在宅避難者(被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被</p>	<p>蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努めるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>4 応急仮設住宅の供給体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画(建設部)</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図るものとする。(建設部)</p> <p>    b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化するものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	--	---

<p>災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。)</p> <p>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。</p> <p>(イ) 避難行動要支援者以外の状況把握</p> <p>民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努めるものとする。</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を的確に把握できるよう、市とともに調査方法の検討を行った上で、必要な支援に努めるものとする。</p> <p>6 学校等における避難計画等 (以下省略)</p>	<p>5 学校等における避難計画等 (以下省略)</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
--	----------------------------------	-----------------------



2 災害に強い道路網の整備 (以下省略)	2 道路網の耐震化 (以下省略)	県の計画の記載に 合わせた修正
-------------------------	---------------------	--------------------

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第1.2節 食料品等の備蓄・調達計画</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料等を、市民自ら備蓄するよう、十分に周知啓発する。</p> <p>また、食料等の供給について、県や関係業者と協定を締結し、調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。</p> <p>2 円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。</p> <p>3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄または指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>4 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</p>	<p><b>第1.2節 食料品等の備蓄・調達計画</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料等を、市民自ら備蓄するよう、十分に周知啓発する。</p> <p>また、食料等の供給について、県や関係業者と協定を締結し、調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。</p> <p>2 円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。</p> <p>3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄または指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第13節 給水計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和2年度末における上水道施設は、配水池の耐震性は確保されているが、配水管路等については、44.7%の耐震適合率であり、応急給水拠点は6箇所整備されている状況である。上水道施設の耐震化及び応急給水拠点の整備を推進する。</p> <p>2 飲料水等の供給計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和3年4月1日現在、本市には、給水車2台(5000ℓ)、車載用給水タンク2基(3000ℓ)、塩尻市水道事業協同組合保有給水タンク(500ℓ)15基、給水用ポリタンク、非常用飲料水袋、ボトルウォーターが装備・備蓄されていることから、災害時にはこれらの装備・災害必需品により給水が可能である。また、市単独での供給が困難な場合には、災害相互応援により他市町村の支援を受けて供給を行う。</p> <p>(以下省略)</p>	<p><b>第13節 給水計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和元年度末における上水道施設は、配水池の耐震性は確保されているが、配水管路等については41.8%の耐震適合率であり、応急給水拠点は6箇所整備されている状況である。上水道施設の耐震化及び応急給水拠点の整備を推進する。</p> <p>2 飲料水等の供給計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和2年4月1日現在、本市には、給水車2台(5000ℓ)、車載用給水タンク2基(3000ℓ)、塩尻市水道事業協同組合保有給水タンク(500ℓ)15基、給水用ポリタンク、非常用飲料水袋、ボトルウォーターが装備・備蓄されていることから、災害時にはこれらの装備・災害必需品により給水が可能である。また、市単独での供給が困難な場合には、災害相互応援により他市町村の支援を受けて供給を行う。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>昨年度の実績による修正</p> <p>年月日の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第14節 生活必需品の備蓄・調達計画</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時には、市民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により、生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 生活必需品の供給体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 協定を締結した流通業者と災害時を想定した連絡方法を調整するものとする。(危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)</p>	<p><b>第14節 生活必需品の備蓄・調達計画</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時には、市民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により、生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図るとともに、県、関係機関等との間で発災時に対応できるよう協力体制の強化を進めることが必要である。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 生活必需品の供給体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 協定を締結した流通業者と災害発生を想定した連絡方法を調整するものとする。(危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第15節 ガス施設・危険物施設等災害予防計画</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。</li> <li>2 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス製造施設等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。</li> </ol> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画</p> <p>(ア) 規制及び指導の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>c 立入検査等については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況</li> <li>(b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況</li> </ul> </li> </ol> <p>(イ) 施設内自主防災組織の整備促進</p> <p>緊急時における消防機関等との連携等、総合的な地震防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者等に対し、施設内自主消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。</p> <p>(ウ) 化学的な消火、防災資機(器)材等の整備促進</p>	<p><b>第15節 ガス施設・危険物施設等災害予防計画</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物施設の災害発生及び拡大防止計画を確立する。</li> <li>2 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス製造施設等の災害発生及び拡大防止計画を確立する。</li> </ol> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画</p> <p>(ア) 規制及び指導の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>c 立入検査等の予防査察において、危険物施設の維持管理、安全管理状況などに重点をおいて実施するものとする。 (新規)</li> </ol> <p>(イ) 施設内自主防災組織の整備促進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a 緊急時における消防機関等との連携等、総合的な地震防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者等に対し、施設内自主消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。</li> <li>b 危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会などの保安教育を実施するものとする。</li> </ol> <p>(ウ) 化学的な消火、防災資機材等の整備促進</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。</p> <p>また、危険物施設の管理者等に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材等の整備・備蓄の促進について指導するものとする。</p> <p>(エ) 相互応援体制の整備</p> <p>近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導するものとする。</p> <p>2 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス製造施設等災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p>【火薬類】</p> <p>(7) 産業労働部が実施する計画</p> <p>c 火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事項の指導徹底を図るものとする。</p> <p>(a) 自主保安体制の整備</p> <p>大規模地震等の災害時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努めるものとする。</p> <p>(イ) 警察本部が実施する計画</p> <p>関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害時における住民の避難誘導方法等について指導するものとする。</p> <p>5 アスベスト使用建築物等災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p>	<p>多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火薬剤を保有する危険物施設、民間業者等の実態把握に努めるものとする。</p> <p>また、危険物施設の管理者等に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機材等の整備・備蓄の促進について指導するものとする。</p> <p>(エ) 危険物施設等事業者の相互応援体制の整備</p> <p>近隣の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導するものとする。</p> <p>2 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス製造施設等災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p>【火薬類】</p> <p>(7) 産業労働部が実施する計画</p> <p>c 火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事項の指導徹底を図るものとする。</p> <p>(a) 自主保安体制の整備</p> <p>大規模地震等の発生時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努めるものとする。</p> <p>(イ) 警察本部が実施する計画</p> <p>関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導するものとする。</p> <p>5 アスベスト使用建築物等災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	---

アスベスト製品はその化学的・物理的特性から防火用、保湿用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則としてアスベストの製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付けアスベストとして使用された建築物等が残されており、**災害時**において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などによりアスベストが飛散する恐れがあることから、アスベストの飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 県が実施する計画

アスベスト測定器の整備、及びアスベスト測定技術者の育成により、**災害時**の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図るものとする。

アスベスト製品はその化学的・物理的特性から防火用、保湿用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則としてアスベストの製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付けアスベストとして使用された建築物等が残されており、**震災発生時**において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などによりアスベストが飛散する恐れがあることから、アスベストの飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 県が実施する計画

アスベスト測定器の整備、及びアスベスト測定技術者の育成により、**震災発生時**の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図るものとする。

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第16節 電気施設災害予防計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 関係機関が実施する計画（電気事業者）</p> <p>(7) 中部電力パワーグリッド(株)が実施する計画</p> <p>地震に対して電力供給設備（変電・送電・配電）を災害から防護するため、次により耐震設計方針に基づく耐震強度の検討を行うとともに、被害の予防措置を講ずるものとする。</p> <p>3 関係機関との連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 市・県及び関係機関が実施する計画（電気事業者）</p> <p>(7) 電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、平常時から訓練等の対策を進めるとともに、応急復旧資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておくものとする。</p> <p>(1) 市、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。</p>	<p><b>第16節 電気施設災害予防計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 関係機関が実施する計画（電気事業者）</p> <p>(7) 中部電力が実施する計画</p> <p>地震に対して電力供給設備（変電・送電・配電）を災害から防護するため、次により耐震設計方針に基づく耐震強度の検討を行うとともに、被害の予防措置を講ずるものとする。</p> <p>3 関係機関との連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 関係機関が実施する計画（電気事業者）</p> <p>電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、平常時から訓練等の対策を進めるとともに、応急復旧資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておくものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第17節 上水道施設災害予防計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 上水道施設の災害予防</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>平成22年度に策定した塩尻市水道ビジョンに基づき、施設の耐震化を計画的に進めているが、施設の耐震化には莫大な費用を要するため、管路施設の耐震化については、断水が広範囲となる供給上重要な管路や災害拠点医療機関あるいは避難所等へ給水する管路を主要管路と位置付け優先的に耐震化を推進していくこととしている。また一部浄水場においては耐震性が確認されていない施設もあり、計画的な施設の耐震化が必要な現状にある。</p> <p>また、災害時における水の確保と、応急給水活動の拠点施設となる応急給水拠点を整備し、災害予防の一助とする。</p> <p>水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県企業局が実施する計画</p> <p>(7) 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を推進するものとする。</p> <p>(4) 浄水場等の基幹施設の耐震化を推進するものとする。</p>	<p><b>第17節 上水道施設災害予防計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 上水道施設の災害予防</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>平成22年度に策定した塩尻市水道ビジョンに基づき、施設の耐震化を計画的に進めているが、施設の耐震化には莫大な費用を要するため、管路施設の耐震化については、断水が広範囲となる供給上重要な管路や災害拠点医療機関あるいは避難所等へ給水する管路を主要管路と位置付け優先的に耐震化を推進していくこととしている。また一部浄水場においては耐震性が確認されていない施設もあり、計画的な施設の耐震化が必要な現状にある。</p> <p>また、災害時における水の確保と、応急給水活動の拠点施設となる応急給水拠点を整備し、災害予防の一助とする。</p> <p>水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県企業局が実施する計画</p> <p>(7) 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を推進するものとする。</p> <p>(4) 浄水場等の基幹施設の耐震化を推進するものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p>(ウ) 隣接事業体と緊急時連絡管の設置について検討を行うものとする。</p> <p>(エ) 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図るものとする。</p> <p>(オ) 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図るものとする。</p> <p>(カ) 「大規模地震時の初動マニュアル」へ職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図るものとする。</p> <p>(キ) 復旧資材の備蓄を行うものとする。</p> <p>(ク) 避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した配管図等の整備を行う。</p> <p>(ケ) 予備電源の確保を図る。</p>	<p>(ウ) 隣接事業体と緊急連絡管の設置について検討を行うものとする。</p> <p>(エ) 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図るものとする。</p> <p>(オ) 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図るものとする。</p> <p>(カ) 「大規模地震時の初動マニュアル」へ職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図るものとする。</p> <p>(キ) 復旧資材の備蓄を行うものとする。</p> <p>(新規)</p>	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第19節 通信・放送施設災害予防計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備するものとする。通信施設の整備に当たっては、市はもとより他の防災関係機関にも情報伝達できるよう配慮するものとする。</p> <p>また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ協力依頼できる無線局を選定しておくものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</p> <p>2 防災無線通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) 通信機器及び予備電源装置の取扱い習熟のため訓練を行う。</p> <p>(イ) 通信機器の動作状況を監視するほか、定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。</p> <p>(ウ) IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図る。</p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する計画</p>	<p><b>第19節 通信・放送施設災害予防計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備するものとする。通信施設の整備に当たっては、市はもとより他の防災関係機関にも情報伝達できるよう配慮するものとする。</p> <p>また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ協力依頼できる無線局を選定しておくものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。</p> <p>2 防災無線通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) 通信機器及び予備電源装置の取扱い習熟のため訓練を行う。</p> <p>(イ) 通信機器の動作状況を監視するほか、定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。</p> <p>(新規)</p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する計画</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体に被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備など、災害に強い通信サービスの実現に向けて、下記の施策を逐次実施するものとする。</p>	<p>災害に強い通信サービスの実現に向けて、下記の施策を逐次実施するものとする。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第2.1節 災害広報計画</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p><b>災害時に</b> 有効な広報活動を迅速に行うため、被災者及び市民等に対する情報提供体制の整備を図るとともに、報道機関等に対する情報提供体制の整備、協定の締結等を行うなど、体制作りを事前に行っておく必要がある。</p> <p>また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 被災者及び市民等への情報の提供体制</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><b>災害時には</b>、被災者及び市民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想され、相当の混乱が考えられるため、これに対して適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。</p> <p>このことは、情報の混乱を防ぎ、被災者及び市民等に対して的確な情報を提供する上からも重要である。また、職員が被災者及び市民等からの問い合わせに対する応答に忙殺されることなく災害応急業務を行う上からも重要である。</p> <p><b>また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含めて常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備を図ることが必要である。</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p>	<p><b>第2.1節 災害広報計画</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生の際、的確で有効な広報活動を迅速に行うため、被災者及び市民等に対する情報提供体制の整備を図るとともに、報道機関等に対する情報提供体制の整備、協定の締結等を行うなど、体制作りを事前に行っておく必要がある。</p> <p>また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 被災者及び市民等への情報の提供体制</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害が発生した場合には、発生と同時に被災者及び市民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想され、相当の混乱が考えられるため、これに対して適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。</p> <p>このことは、情報の混乱を防ぎ、被災者及び市民等に対して的確な情報を提供する上からも重要である。また、職員が被災者及び市民等からの問い合わせに対する応答に忙殺されることなく災害応急業務を行う上からも重要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>(ウ) <b>コミュニティ放送</b>、CATV、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との災害協定の拡充を図る。</p> <p>イ 県が実施する計画（危機管理部、企画振興部、総務部、県民文化部） <b>(削除)</b></p> <p>(エ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努めるものとする。</p> <p>2 報道機関への情報提供及び協定</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><b>災害時</b>には、報道機関からの取材要請が、電話、直接のインタビュー等により集中することが予想される。</p> <p>報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要があるとともに、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部からの報道要請の方法について定めておく。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) (株)テレビ松本ケーブルビジョンとの「災害時におけるケーブルテレビ放送要請及び臨災局開設委託に関する協定」、エルシーブイ(株)との「災害時における災害緊急放送に関する協定」及びエフエムまつもと(株)との「災害時におけるラジオ放送の要請に関する協定」、<b>しおじりコミュニティ放送(株)との「災害時におけるコミュニティエフエム放送に関する協定」</b>に基づき、災害時の情報提供を迅速に行い、防災体制の充実を図る。</p>	<p>(ウ) CATV、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との災害協定の拡充を図る。</p> <p>イ 県が実施する計画（危機管理部、企画振興部、総務部、県民文化部）</p> <p>(エ) 長野県大規模災害ラジオ放送協議会を活用し、被災者及び住民等に対して各種の情報提供するための体制を整備するものとする。</p> <p>(オ) (エ)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努めるものとする。</p> <p>2 報道機関への情報提供及び協定</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時には、報道機関からの取材要請が、電話、直接のインタビュー等により集中することが予想される。</p> <p>報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要があるとともに、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部からの報道要請の方法について定めておく。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) (株)テレビ松本ケーブルビジョンとの「災害時におけるケーブルテレビ放送要請及び臨災局開設委託に関する協定」、エルシーブイ(株)との「災害時における災害緊急放送に関する協定」及びエフエムまつもと(株)との「災害時におけるラジオ放送の要請に関する協定」に基づき、災害時の情報提供を迅速に行い、防災体制の充実を図る。</p>	<p>塩尻FMとの協定締結に伴い追加</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	--

<p>イ 県が実施する計画（危機管理部、企画振興部）</p> <p>(ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理防災課が、災害対策本部設置時には、本部室長の指示により情報発信班が行うこととする。</p> <p>(イ) 県は放送事業者とは災害時における放送要請に関する協定を締結しているが、災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう訓練等を行うものとする。</p>	<p>イ 県が実施する計画（危機管理部、企画振興部）</p> <p>(ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理防災課が、災害対策本部設置時には、本部室長の指示により情報発信担当が行うこととする。</p> <p>(イ) 県は放送事業者とは災害時における放送要請に関する協定を締結しているが、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう訓練等を行うものとする。</p>	
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第2.2節 土砂災害等の災害予防計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ウ) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な<b>高齢者等避難または避難指示を行えるような、具体的な基準及び、伝達方法等について避難計画を確立する。</b></p> <p>(エ) <b>檜川地域においては、地すべり等により主要道路が寸断されると巡回道路がないため、支援物資の提供に遅れが生じることや長期間孤立するおそれがあることから、新たな防災拠点を整備するとともに、孤立集落や孤立自動車に備えた対策として備蓄物資等の拡充を図る。</b></p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、山腹崩壊危険地区 68 箇所、崩壊土砂流出危険地区 110 箇所、土砂崩壊危険箇所 11 箇所である。(令和3年4月1日時点)</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。本市は、糸魚川－静岡構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地</p>	<p><b>第2.2節 土砂災害等の災害予防計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ウ) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）を行えるような具体的な基準及び、伝達方法等について避難計画を確立する。</p> <p>(新規)</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、山腹崩壊危険地区 68 箇所、崩壊土砂流出危険地区 110 箇所、土砂崩壊危険箇所 11 箇所である。(令和2年時点)</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。本市は、糸魚川－静岡構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地</p>	<p>法改正に伴う修正</p> <p>年月日の修正</p> <p>年月日の修正</p>

<p>が多く、現在、土石流危険渓流は 134 渓流である。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（土石流）に 138 箇所、土砂災害特別警戒区域（土石流）に 107 箇所が指定されている。（令和 3 年時点）</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な<b>高齢者等避難または避難指示</b>を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。</p> <p>(エ) <b>檜川地域においては、地すべり等により主要道路が寸断されると巡回道路がないため支援物資の提供に遅れが生じることや長期間孤立するおそれがあることから、新たな防災拠点を整備するとともに、孤立集落や孤立自動車に備えた対策として備蓄物資等の拡充を図る。</b></p> <p>4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>がけ崩れ災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平素から危険予防箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。現在、建設部所管の急傾斜地崩壊危険箇所は 258 箇所、農政部所管の土砂崩壊危険箇所は 10 箇所あり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく危険区域に 10 箇所が指定されている。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）に 302 箇所、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に 269 箇所が指定されている。（令和 3 年時点）</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な<b>高齢者</b></p>	<p>が多く、現在、土石流危険渓流は 134 渓流である。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（土石流）に 138 箇所、土砂災害特別警戒区域（土石流）に 107 箇所が指定されている。（令和 2 年時点）</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。 <b>(新規)</b></p> <p>4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>がけ崩れ災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平素から危険予防箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。現在、建設部所管の急傾斜地崩壊危険箇所は 258 箇所、農政部所管の土砂崩壊危険箇所は 10 箇所あり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく危険区域に 10 箇所が指定されている。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）に 302 箇所、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に 269 箇所が指定されている。（令和 2 年時点）</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難</p>	<p>法改正に伴う修正</p> <p>市独自の計画として追加</p> <p>年月日の修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	--	--

<p>等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。</p> <p>(オ) 檜川地域においては、地すべり等により主要道路が寸断されると巡回道路がないため支援物資の提供に遅れが生じることや長期間孤立するおそれがあることから、新たな防災拠点を整備するとともに、孤立集落や孤立自動車に備えた対策として備蓄物資等の拡充を図る。</p> <p>6 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>現在、土砂災害警戒区域は 446 箇所、そのうち土砂災害特別警戒区域は 376 箇所指定されている。警戒区域内には、住宅もあるため、住民への情報提供に留意する必要がある。(令和 3 年時点)</p>	<p>準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。</p> <p>(新規)</p> <p>6 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>現在、土砂災害警戒区域は 446 箇所、そのうち土砂災害特別警戒区域は 376 箇所指定されている。警戒区域内には、住宅もあるため、住民への情報提供に留意する必要がある。(令和 2 年時点)</p>	<p>年月日の修正</p>
--	--	---------------

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第24節 建築物災害予防計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 公共建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(イ) 市有施設の耐震診断及び耐震改修の実施 庁舎、社会福祉施設、保育園、市営住宅、市立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。</p> <p>(ロ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。</p> <p>(ハ) 防火管理者の設置 学校、保育園等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。</p> <p>(ニ) 緊急地震速報の活用 市が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。</p> <p>(ホ) 防災拠点等となる建築物の整備 市が防災拠点等となる施設を建築または整備を実施する場合は、令和元年6月に国土交通省住宅局が策定した「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」に基づき実施する。</p>	<p><b>第24節 建築物災害予防計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 公共建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(イ) 市有施設の耐震診断及び耐震改修の実施 庁舎、社会福祉施設、保育園、市営住宅、市立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。</p> <p>(ロ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。</p> <p>(ハ) 防火管理者の設置 学校、保育園等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。</p> <p>(ニ) 緊急地震速報の活用 市が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>4 文化財</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>文化財は、文化財保護法または文化財保護条例等により、その重要なものを指定して保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。本市における国・県・市指定文化財のうち、建築物については、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する必要がある。</p> <p>また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>市教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及・防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(7) 所有者または管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p> <p>(4) 防災施設の設置促進と、それに対する助成を行う。</p> <p>(ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。</p> <p>イ 県が実施する計画（教育委員会）</p> <p>(7) 市教育委員会を通じ、所有者または管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。</p> <p>(4) 防災施設の設置促進と、それに対する助成を行うものとする。</p> <p>(ウ) 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整え、必要の備品の配備を行う。</p> <p>ウ 所有者が実施する計画</p>	<p>4 文化財</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>文化財は、文化財保護法または文化財保護条例等により、その重要なものを指定して保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。本市における国・県・市指定文化財のうち、建築物については、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>市教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及・防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(7) 所有者または管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p> <p>(4) 防災施設の設置促進と、それに対する助成を行う。</p> <p>(新規)</p> <p>イ 県が実施する計画（教育委員会）</p> <p>(7) 市教育委員会を通じ、所有者または管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。</p> <p>(4) 防災施設の設置促進と、それに対する助成を行うものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>ウ 所有者が実施する計画</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	---

<p>(ア) 防災管理体制及び防災施設の整備をするなど、自衛消防力の向上に努めるものとする。</p> <p>(イ) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 防災管理体制及び防災。</p>	<p>防災管理体制及び防災施設の整備をするなど、自衛消防力の向上に努めるものとする。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第2.5節 道路及び橋梁災害予防計画</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。</p> <p>2 震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。</p> <p>3 危険防止のための事前規制を行う。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の耐震性の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 落石等の危険箇所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備するものとする。（建設部、道路公社）</p> <p>(イ) 橋梁の危険箇所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い橋梁から順次整備するものとする。（建設部、道路公社）</p> <p>(削除)</p> <p>(ウ) 道の駅のネットワーク上の拠点としての整備を進めるものとする。（建設部）</p> <p>(エ) 道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。（建設部、警察本部）</p>	<p><b>第2.5節 道路及び橋梁災害予防計画</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。</p> <p>2 震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。</p> <p>(新規)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の耐震性の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 落石等の危険箇所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備するものとする。（建設部、道路公社）</p> <p>(イ) 橋梁の危険箇所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い橋梁から順次整備するものとする。（建設部、道路公社）</p> <p>(ウ) 信号機、信号柱等を震災に強い施設にするよう計画的に整備するものとする。</p> <p>また、停電に備えて信号機電源付加装置を計画的に設置するものとする。（警察本部）</p> <p>(エ) 道の駅のネットワーク上の拠点としての整備を進めるものとする。（建設部）</p> <p>(オ) 道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。（建設部、警察本部）</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

(オ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網を推進するものとする。時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進するものとする。(建設部)

### 3 危険防止のための事前規制

#### (1) 現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

#### (2) 実施計画

##### ア 道路管理者・警察本部が実施する計画

(ア) 道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発令時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図るものとする。

また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を公表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(イ) 道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。

(ウ) 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

(カ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網を推進するものとする。時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進するものとする。(建設部)

(新規)

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第27節 ため池等災害予防計画</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <p>決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点<b>農業用</b>ため池」について、優先して対策に取り組む。</p> <p><b>1 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策</b></p> <p>ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p><b>2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策</b></p> <p>防災重点農業用ため池の耐震化工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点<b>農業用</b>ため池」について、優先して対策に取り組む。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>ため池等の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 関係機関・関係団体が実施する計画</p> <p>(7) <b>ため池管理者は</b>、非常事態が発生した場合は、直ちに市へ緊急連絡ができるようにするものとする。</p> <p>(1) <b>ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検</b>を実施するとともに、市に<b>点検</b>結果を報告するものとする。</p>	<p><b>第27節 ため池等災害予防計画</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <p>決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点<b>ため池</b>」を優先して対策に取り組む。</p> <p>(1) 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策</p> <p>ハザードマップの作成と公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p>(2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策</p> <p>農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を推進する。また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池は、耐震対策を推進する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>ため池等の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 関係機関・関係団体が実施する計画</p> <p>(7) 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市へ緊急連絡ができるようにするものとする。</p> <p>(1) 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに、市に結果を報告するものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>



新	旧	修正理由・備考
<p><b>第31節 防災知識普及計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 市民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等マスメディア、市ホームページ、防災講演会、塩尻市災害ハザードマップ及びパンフレット等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>a 地震に関する一般的な知識</p> <p>b 警報等や、<b>避難指示等</b>の意味や内容</p> <p>c 警報等発表時や、<b>緊急安全確保、避難指示、(緊急)高齢者等避難</b>の発令時に取るべき行動</p> <p>d 地震発生時の地震動に関する一般的な知識</p> <p>e 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</p> <p>f 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</p> <p>g 災害時に防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>h 正確な情報入手の方法</p> <p>i 要配慮者に対する配慮</p> <p>j 男女のニーズの違いに対する配慮</p> <p><b>k 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</b></p>	<p><b>第31節 防災知識普及計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 市民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等マスメディア、市ホームページ、防災講演会、塩尻市災害ハザードマップ及びパンフレット等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>a 地震に関する一般的な知識</p> <p>b 警報等や、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)の意味や内容</p> <p>c 警報等発表時や、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)の発令時に取るべき行動</p> <p>d 地震発生時の地震動に関する一般的な知識</p> <p>e 「自分自らの命は自分で自らが守る」という「自助」の防災意識</p> <p>f 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</p> <p>g 災害時に防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>h 正確な情報入手の方法</p> <p>i 要配慮者に対する配慮</p> <p>j 男女のニーズの違いに対する配慮</p> <p><b>(新規)</b></p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>l 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>m 平素市民が実施しうる応急手当、食料等の整備、家具の固定、出火防止等の対策の内容</p> <p>n 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</p> <p>o 糸魚川-静岡構造線断層帯（全体・南側）の地震、境峠・神谷断層帯の地震、伊那谷断層帯の地震、霧訪山-奈良井断層帯の地震に関する知識</p> <p>p 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識</p> <p>q 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩落危険箇所等に関する知識</p> <p>r 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識</p> <p>(イ) 県所有の地震体験車等を利用して、市民が地震の恐ろしさ及びどのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設ける。</p> <p>(ウ) 塩尻市災害ハザードマップの有効活用を図るほか、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を整備または作成配布し、徹底した情報提供を行う。</p> <p>(エ) 自主防災組織における防災マップの作成に対する協力について指導推進する。</p> <p>(オ) 塩尻市災害ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう、啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。</p> <p>(カ) 自主防災組織を充実させ、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図る。</p> <p>(キ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。</p>	<p>k 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>l 平素市民が実施しうる応急手当、食料等の整備、家具の固定、出火防止等の対策の内容</p> <p>m 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</p> <p>n 糸魚川-静岡構造線断層帯（全体・南側）の地震、境峠・神谷断層帯の地震、伊那谷断層帯の地震、霧訪山-奈良井断層帯の地震に関する知識</p> <p>o 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識</p> <p>p 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩落危険箇所等に関する知識</p> <p>q 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識</p> <p>(イ) 県所有の地震体験車等を利用して、市民が地震の恐ろしさ及びどのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設ける。</p> <p>(ウ) 塩尻市災害ハザードマップの有効活用を図るほか、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を整備または作成配布し、徹底した情報提供を行う。</p> <p>(エ) 自主防災組織における防災マップの作成に対する協力について指導推進する。</p> <p>(オ) 塩尻市災害ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう、啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。</p> <p>(カ) 自主防災組織を充実させ、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図る。</p> <p>(キ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。</p>	
---	---	--

(ク) 市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(ケ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(コ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

#### ウ 県が実施する計画

(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等マスメディア、県ホームページ、防災講演会及びパンフレット等により啓発活動を行うものとする。

a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油

b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

c 警報等や、避難指示等の意味や内容

d 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

(ク) 市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(新規)

#### ウ 県が実施する計画

(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等マスメディア、県ホームページ、防災講演会及びパンフレット等により啓発活動を行うものとする。

a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

c 警報等や、避難勧告・避難指示(緊急)等の意味や内容

d 警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令時にとるべき行動

<p>e 地震及び津波に関する一般的な知識</p> <p>f 地震発生時の地震情報(震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)及び津波に関する一般的な知識</p> <p>g 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</p> <p>h 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</p> <p>i 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</p> <p>j 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真撮影するなど、生活の再建に資する行動</p> <p>k 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</p> <p>l 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</p> <p>m 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運行の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>n 正確な情報入手の方法</p> <p>o 要配慮者に対する配慮</p> <p>p 男女のニーズの違いに対する配慮</p> <p>q 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</p> <p>r 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>s 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p>t 各地域における指定緊急避難場所及び避難経路に関する知識</p>	<p>e 地震及び津波に関する一般的な知識</p> <p>f 地震発生時の地震情報(震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)及び津波に関する一般的な知識 (新規)</p> <p>g 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</p> <p>h 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</p> <p>i 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運行の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>j 正確な情報入手の方法</p> <p>k 要配慮者に対する配慮</p> <p>l 男女のニーズの違いに対する配慮 (新規)</p> <p>m 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>n 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p>o 各地域における指定緊急避難場所及び避難経路に関する知識</p>	
--	--	--

<p>u 避難生活に関する知識</p> <p>v 平常時から市民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>w 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</p> <p>x 南海トラフ地震(東海地震を含む)に関する知識</p> <p>(a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識</p> <p>(b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識</p> <p>y 緊急地震速報を受けた時の適切な対応行動</p> <p>z 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認の手段について、平常時から積極的に広報するよう努める。</p> <p>aa 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</p> <p>(イ) 市に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等の作成について促進するものとする。</p> <p>(ウ) 県所有の地震体験車を、貸出計画に基づき市等に貸し出し、住民が地震の恐ろしさを身をもって体験できる機会を提供するものとする。</p> <p>(エ) 企業等に対しても地域社会の一員として、研修会、講演会等への参加を呼びかけるものとする。</p> <p>(オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。</p>	<p>p 避難生活に関する知識</p> <p>q 平常時から市民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>r 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</p> <p>s 南海トラフ地震(東海地震を含む)に関する知識</p> <p>(a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識</p> <p>(b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識</p> <p>t 緊急地震速報を受けた時の適切な対応行動</p> <p>u 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認の手段について、平常時から積極的に広報するよう努める。</p> <p>v 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</p> <p>(イ) 市に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等の作成について促進するものとする。</p> <p>(ウ) 県所有の地震体験車を、貸出計画に基づき市等に貸し出し、住民が地震の恐ろしさを身をもって体験できる機会を提供するものとする。</p> <p>(エ) 企業等に対しても地域社会の一員として、研修会、講演会等への参加を呼びかけるものとする。</p> <p>(オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。</p>	
--	---	--

<p>(ハ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。</p> <p>(キ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(ク) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>3 学校等における防災教育の推進</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校（以下この節において「学校等」という。）において、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成する上で重要である。</p> <p>そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った上で、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。</p>	<p>(カ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>3 学校等における防災教育の推進</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校（以下この節において「学校等」という。）において、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成する上で重要である。</p> <p>そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った上で、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	--	-----------------------

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第3.2節 防災訓練計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別及び実施時期</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(イ) その他の訓練</p> <p>e 避難訓練</p> <p>市及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における<b>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難</b>の迅速化及び円滑化のため、市民の協力を得て、災害のおそれのある地域及び病院・集会場等の建造物内の人命保護を目的として、避難訓練を実施するものとする。</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び訓練の実施機関において実施する計画</p> <p>(7) 実践的な訓練の実施</p> <p>a 市及び訓練の実施機関は、被害の想定（地震の場合は規模を含む。火山災害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにする、訓練の実施時間を工夫する、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、多様なケースを想定し、参加者自身の判断が求められ、<b>災害時</b>における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p>	<p><b>第3.2節 防災訓練計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別及び実施時期</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(イ) その他の訓練</p> <p>e 避難訓練</p> <p>市及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難勧告等の迅速化及び円滑化のため、市民の協力を得て、災害のおそれのある地域及び病院・集会場等の建造物内の人命保護を目的として、避難訓練を実施するものとする。</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び訓練の実施機関において実施する計画</p> <p>(7) 実践的な訓練の実施</p> <p>a 市及び訓練の実施機関は、被害の想定（地震の場合は規模を含む。火山災害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにする、訓練の実施時間を工夫する、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、多様なケースを想定し、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。</p> <p>b 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携した訓練となるよう努める。</p> <p>c 避難行動要支援者避難個別計画による防災訓練を実施し、地域の支えあう力を常に発揮できるよう努める。</p> <p>d 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。</p>	<p>また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。</p> <p>b 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等とも地域に関する多様な主体と連携した訓練となるよう努める。</p> <p>c 避難行動要支援者避難個別計画による防災訓練を実施し、地域の支えあう力を常に発揮できるよう努める。</p> <p>(新規)</p>	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第3.3節 災害復旧・復興への備え</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>地震による災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。</p> <p>また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書発行体制を整備する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) 市が実施する計画</p> <p>イ 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。</p> <p>また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る</p> <p>(2) 県が実施する計画（建設部、環境部）</p> <p>イ 県内市町村及び他都道府県等と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努めるものとする。</p>	<p><b>第3.3節 災害復旧・復興への備え</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。</p> <p>また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) 市が実施する計画</p> <p>イ 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。</p> <p>また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。</p> <p>(2) 県が実施する計画（建設部、環境部）</p> <p>イ 県内市町村及び他都道府県等と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努めるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第34節 自主防災組織等の育成に関する計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 各防災組織相互の協調</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、<b>災害時</b>に連携のとれた活動を行えるよう、日頃から連絡応援体制を確立しておく必要がある。</p> <p>また、自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市が実施する計画</p> <p>ウ 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、<b>災害時</b>に機能する組織づくりを推進する。</p>	<p><b>第34節 自主防災組織等の育成に関する計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 各防災組織相互の協調</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、<b>発災時</b>に連携のとれた活動を行えるよう、日頃から連絡応援体制を確立しておく必要がある。</p> <p>また、自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市が実施する計画</p> <p>ウ 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、<b>発災時</b>に機能する組織づくりを推進する。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第36節 ボランティア活動の環境整備</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。</p> <p>このため、災害応急対策に関する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。</p> <p>また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が連携して環境整備を図っていくことが必要である。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救援ボランティアの事前登録を塩尻市社会福祉協議会ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部塩尻市地区等において実施する。</li> <li>2 防災ボランティア活動の環境整備を推進する。</li> <li>3 平常時からボランティアの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。</li> <li>4 国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「中間支援組織」という。）との連携体制の構築に努める。</li> <li>5 ボランティア関係団体、中間支援組織との連携を図るため、災害ボランティア団体登録推進を図る。</li> <li>6 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。</li> </ol>	<p><b>第36節 ボランティア活動の環境整備</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。</p> <p>このため、災害応急対策に関する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。</p> <p>また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が連携して環境整備を図っていくことが必要である。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救援ボランティアの事前登録を塩尻市社会福祉協議会ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部塩尻市地区等において実施する。</li> <li>2 防災ボランティア活動の環境整備を推進する。</li> <li>3 災害時におけるボランティアからの支援の在り方やボランティアとの連携体制について検討する。</li> <li>4 国内の主要な災害ボランティア団体との連携体制の構築に努める。</li> <li>5 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、災害ボランティア団体登録推進を図る。</li> <li>6 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。</li> </ol>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害救援ボランティアの事前登録</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 社会福祉協議会等ボランティア関係団体が実施する計画 災害時における多様な被災者のボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図るものとする。</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県(危機管理部・健康福祉部)が実施する計画</p> <p>(7) 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。</p> <p>(4) 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(ウ) 社会福祉協議会、NPO・ボランティア等関係団体との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>(エ) 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるもの</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害救援ボランティアの事前登録</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 社会福祉協議会等ボランティア関係団体が実施する計画 災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図るものとする。</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県(危機管理部・健康福祉部)が実施する計画</p> <p>(7) 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討するものとする。</p> <p>(4) 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(ウ) 社会福祉協議会、NPO・ボランティア等関係団体との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
--	--	---

<p style="text-align: center;">とする。</p> <p>3 ボランティア団体間の連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市、県（危機管理部・健康福祉部）及び社会福祉協議会等は、国内の主要なボランティア<b>関係</b>団体、中間支援組織と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるために、災害ボランティア団体連絡会議等の設置をするとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</p> <p>4 ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時における<b>被災者</b>のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。</p> <p>こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。</p>	<p>3 ボランティア団体間の連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市、県（危機管理部・健康福祉部）及び社会福祉協議会等は、国内の主要な災害ボランティア団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるために、災害ボランティア団体連絡会議等の設置をするとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</p> <p>4 ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。</p> <p>こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	--	-----------------------

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第39節 観光地の災害予防計画</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <p>2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など<b>災害</b>時の防災環境づくりに努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(2) 県及び市が実施する計画（観光部）</p> <p>観光地での<b>災害</b>時の県、市、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備するものとする。</p>	<p><b>第39節 観光地の災害予防計画</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <p>2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(2) 県及び市が実施する計画（観光部）</p> <p>観光地での災害発生時の県、市、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備するものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第40節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 市が実施する計画</p> <p>本計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の居住及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認められるときは、本計画に地区防災計画を定める。</p> <p>また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。</p> <p>なお、市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</p>	<p><b>第40節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 市が実施する計画</p> <p>本計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の居住及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認められるときは、本計画に地区防災計画を定める。</p> <p>また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 災害情報の収集・連絡活動</b></p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。</p> <p>市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は、速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>県松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から<b>情報の収集・連絡体制の強化</b>が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（<b>応援・受援本部</b>）に対し情報収集チーム<b>連絡員（県本部リエゾン）</b>等の<b>応援</b>派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（<b>応援・受援本部</b>）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>また、市、県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>市は、特に行方不明者の数については<b>搜索・救助体制</b>に検討に必要な情報であるため、住民登録有無にかかわらず、当市の区域内で行方不明となった者について、<b>県警察本部</b>の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p>	<p><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 災害情報の収集・連絡活動</b></p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。</p> <p>市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は、速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>県松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から<b>県危機管理防災課（災害対策本部室）</b>の<b>応援</b>が必要であると認められる場合は、<b>県危機管理防災課（災害対策本部室）</b>に対し情報収集チームの派遣を求めるものとする。この場合、<b>県危機管理防災課（災害対策本部室）</b>は必要な職員により情報収集チームを構成し、速やかに派遣するものとする。</p> <p>また、市、県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>市は、特に行方不明者の数については<b>搜索・救助体制</b>に検討に必要な情報であるため、住民登録有無にかかわらず、当市の区域内で行方不明となった者について、<b>都道府県警察等関係機関</b>の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

調査事項	調査機関	協力機関	調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市・松本広域消防局・木曽広域消防本部	県関係現地機関	概況速報	市・松本広域消防局・木曽広域消防本部	県関係現地機関
人的及び住家の被害		県松本地域振興局	人的及び住家の被害		県松本地域振興局
高齢者等避難・避難指示等避難状況		県松本地域振興局	避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)等避難状況		県松本地域振興局
社会福祉施設被害	施設管理者	県松本保健福祉事務所	社会福祉施設被害	施設管理者	県松本保健福祉事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	市	県松本地域振興局・農業農村支援センター・家畜保健衛生所・農業協同組合・松本広域森林組合・農業共済組合	農・畜・養蚕・水産業被害	市	県松本地域振興局・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・農業協同組合・松本広域森林組合・農業共済組合
農地・農業用施設被害	市	県松本地域振興局・土地改良区	農地・農業用施設被害	市	県松本地域振興局・土地改良区
林業関係被害	市・県松本地域振興局・森林管理署	松本広域森林組合	林業関係被害	市・県松本地域振興局・森林管理署	松本広域森林組合
公共土木施設被害	市・県松本建設事務所・地方整備局関係機関		公共土木施設被害	市・県松本建設事務所・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	県松本建設事務所		土砂災害等による被害	県松本建設事務所	
都市施設被害	市・流域下水道関係事務所	県松本建設事務所	都市施設被害	市・流域下水道関係事務所	県松本建設事務所
水道施設被害	市・企業局	県松本保健福祉事務所	水道施設被害	市・企業局	県松本保健福祉事務所
廃棄物処理施設被害	市・施設管理者	県松本地域振興局	廃棄物処理施設被害	市	県松本地域振興局
感染症関係被害	市・松本広域連合	県松本保健福祉事務所	感染症関係被害	市・松本広域連合	県松本保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	県松本保健福祉事務所	医療施設関係被害	施設管理者	県松本保健福祉事務所

県の計画の記載に合わせて修正

商工関係被害	市	県松本地域振興局・商工会議所・商工会
観光施設被害	市	県松本地域振興局
教育関係被害	設置者・管理者・市	中信教育事務所
市有財産被害	市	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	県松本地域振興局
警察調査被害	塩尻警察署	市・警備業協会
火災速報	松本広域消防局・木曾広域消防本部	市
危険物等の事故による被害	松本広域消防局・木曾広域消防本部	市
水害等情報	水防関係機関	

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、資料編参照のとおりとする。

(2) 連絡系統

ア 市の連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、以下に図示するとおりとする。

これらのうち緊急を要する等の場合は、市は直接県関係課に報告し、その後において地域振興局等の機関に報告する。

(ア) 概況速報 様式1号長野県防災情報システム**テクノロジー**を使用  
(消防庁への速報は消防庁第4号様式(その1)(表21の2))

**市は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。**

商工関係被害	市	県松本地域振興局・商工会議所・商工会
観光施設被害	市	県松本地域振興局
教育関係被害	設置者・管理者・市	中信教育事務所
市有財産被害	市	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	県松本地域振興局
警察調査被害	塩尻警察署	市・警備業協会
火災速報	松本広域消防局・木曾広域消防本部	市
危険物等の事故による被害	松本広域消防局・木曾広域消防本部	市
水害等情報	水防関係機関	

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、資料編参照のとおりとする。

(2) 連絡系統

ア 市の連絡系統

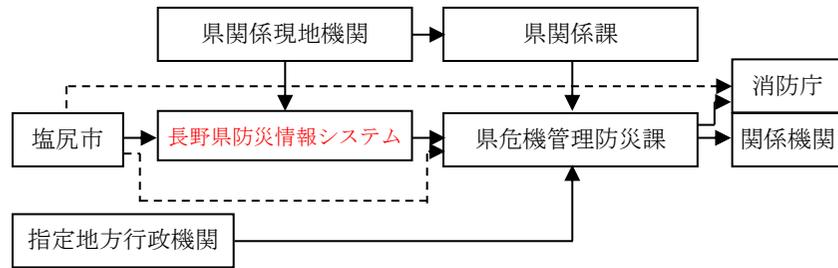
被害状況等の収集・連絡系統は、以下に図示するとおりとする。

これらのうち緊急を要する等の場合は、市は直接県関係課に報告し、その後において地域振興局等の機関に報告する。

(ア) 概況速報 様式1号(長野県防災情報システムによる同等内容の報告を含む)

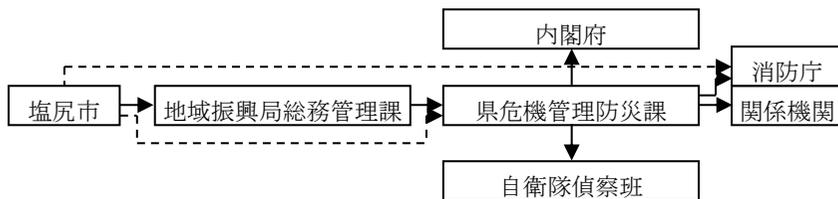
(消防庁への速報は消防庁第4号様式(その1)(表21の2))

県の計画の記載に合わせて修正



(イ) 人的及び住家の被害状況報告様式2号または消防庁第4号様式  
(その2) (表21の3)

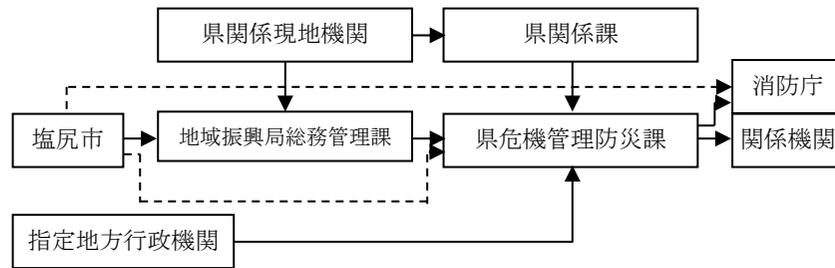
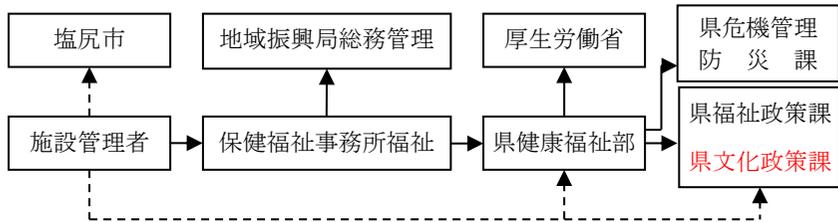
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告を様式2-1号または長野県防災情報システムにより報告



行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）または県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

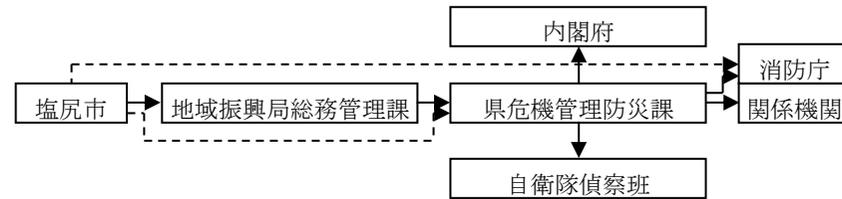
(ウ) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号

a 社会福祉施設被害状況報告（次項のb、cに関するものを除く）



(イ) 人的及び住家の被害状況報告様式2号または消防庁第4号様式  
(その2) (表21の3)

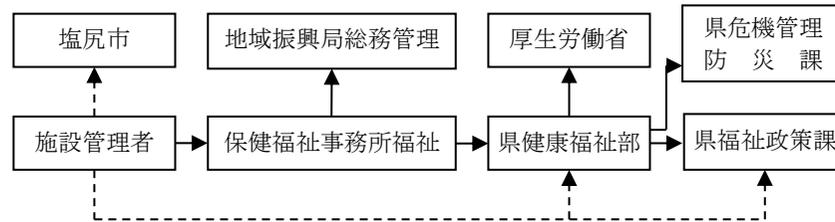
避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）等避難状況報告様式2-1号または長野県防災情報システムにより報告



行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）または県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

(ウ) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号

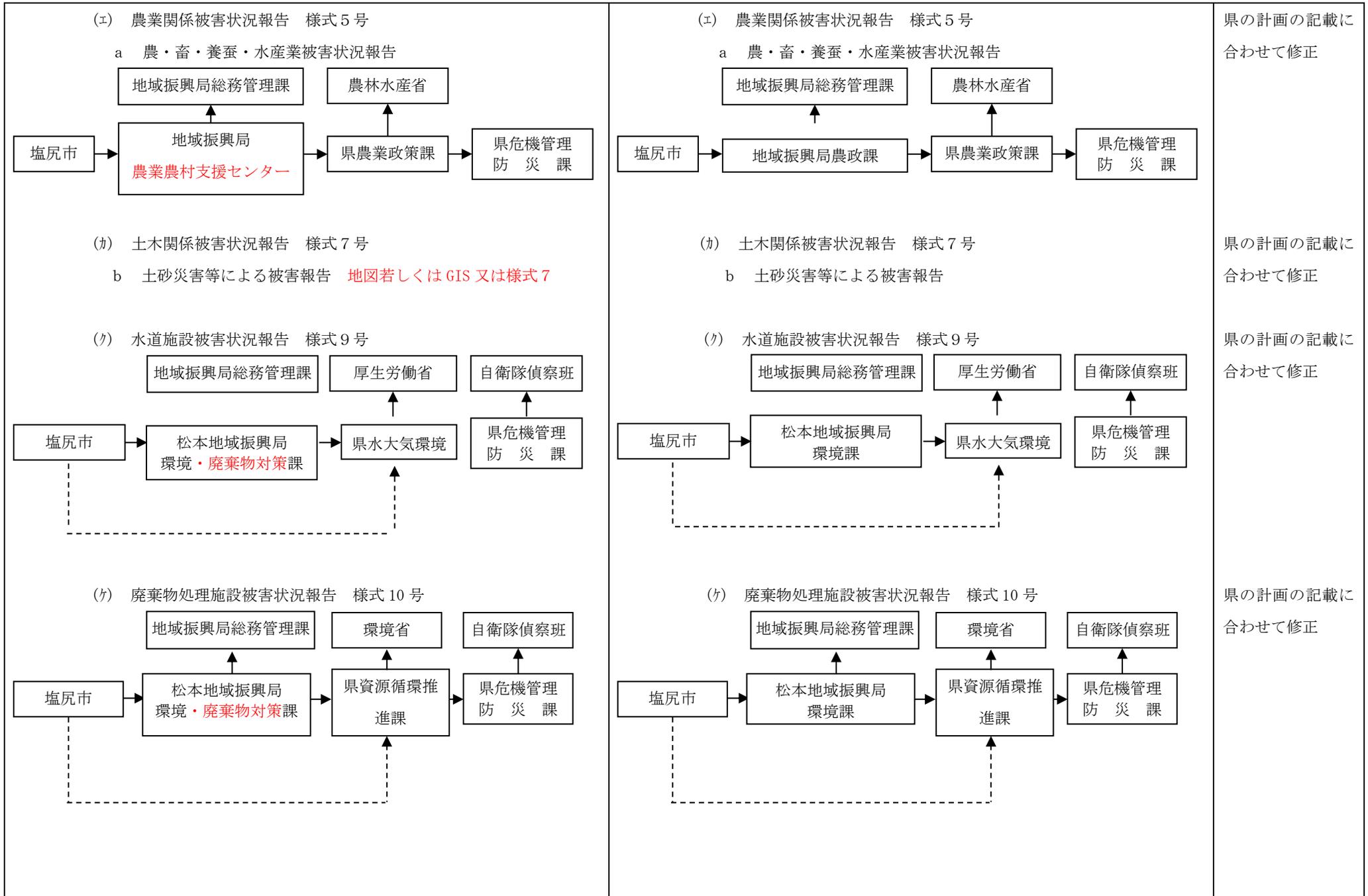
a 社会福祉施設被害状況報告（次項のb、cに関するものを除く）

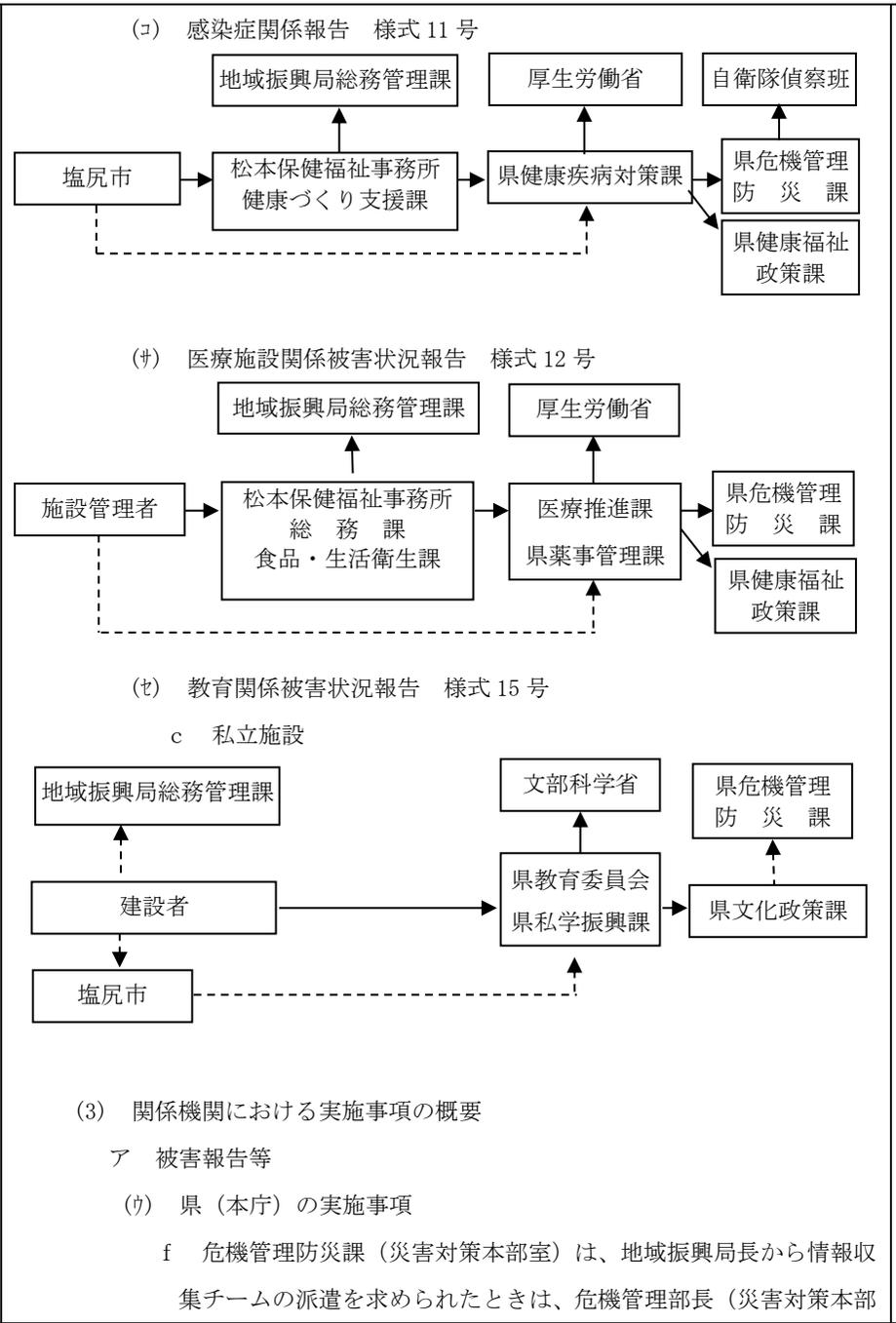
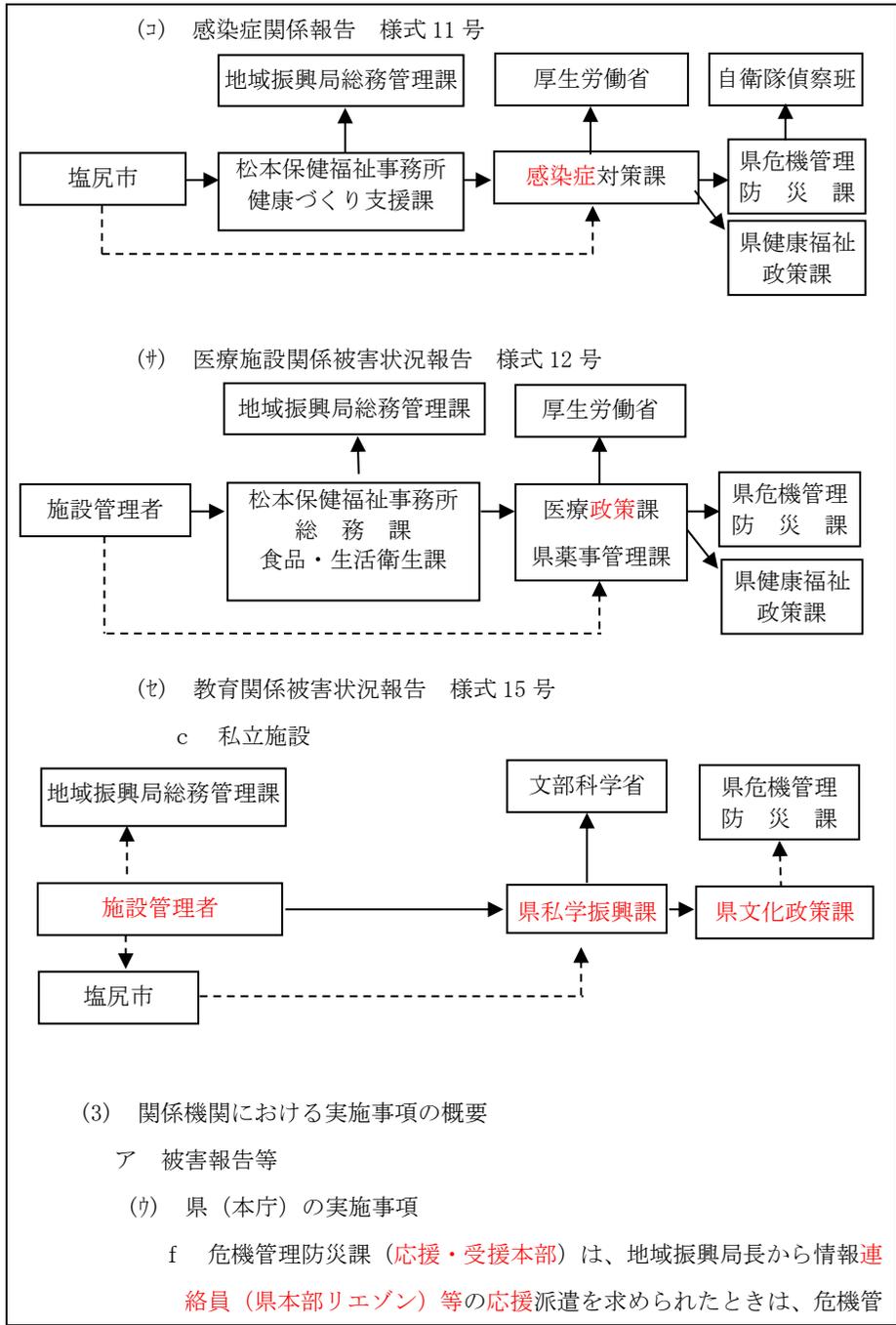


県の計画の記載に合わせて修正

県の計画の記載に合わせて修正

県の計画の記載に合わせて修正





県の計画の記載に合わせて修正

県の計画の記載に合わせて修正

県の計画の記載に合わせて修正

県の計画の記載に合わせて修正

<p>理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定するものとする。</p> <p>g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡するものとする。</p> <p>(エ) 県現地機関等の実施事項</p> <p>a 各課（所）は、市町村の被害状況について、長野県防災情報システム、情報連絡員（地方部リエゾン）等を通じて収集するものとする。</p> <p>b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめるものとする。</p> <p>c 掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理課及び県（本庁）の主管課に報告または連絡するものとする。</p> <p>d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められるときは、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、防災行政無線または航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図るものとする。</p>	<p>長）の指示により派遣の要否を決定するものとする。</p> <p>g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、地域振興局を通じ被災市町村へ連絡するものとする。</p> <p>(エ) 県現地機関等の実施事項</p> <p>a 各課（所）は、市町村単位に被害状況を取りまとめるものとする。</p> <p>b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめるものとする。</p> <p>c 掌握した被害状況等を地域振興局総務管理課に報告または連絡するとともに、県（本庁）の主管課に報告するものとする。</p> <p>d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められるときは、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。</p> <p>e 市町村に災害対策本部が設置された場合には、現地に赴き情報収集を行うものとする。</p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、防災行政無線または航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図るものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	---	-----------------------

<p>(1) 市が実施する事項</p> <p>ア 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。</p> <p>イ 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(4) 電気通信事業者が実施する事項</p> <p>災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に 行うものとする。</p>	<p>(1) 市が実施する事項</p> <p>ア 市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。防災行政無線については、必要に応じて統制を行う。</p> <p>イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(4) 電気通信事業者が実施する事項</p> <p>重要通信の優先的な取扱いを図るものとする。</p>	<p>県の記載に合わせた修正</p>
---	---	--------------------

新						旧						修正理由・備考																																																																																																																				
<b>第2節 非常参集職員の活動</b>  第3 活動の内容 1 市が実施する対策 (1) 責務 市は、市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、地域防災計画（市・県）及び受援計画（市・県）の定めるところにより、他市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。  活動人員一覧（令和3年4月1日）						<b>第2節 非常参集職員の活動</b>  第3 活動の内容 1 市が実施する対策 (1) 責務 市は、市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。  活動人員一覧（令和2年4月1日）						組織再編により修正																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部局名</th> <th rowspan="2">職員数</th> <th rowspan="2">警戒体制</th> <th colspan="2">非常体制</th> <th>緊急体制</th> </tr> <tr> <th></th> <th>全員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">総務部</td> <td>危機管理課</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>全員</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>総務人事課(部長含む)</td> <td>15</td> <td></td> <td>5</td> <td>担当係長以上</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>税務課</td> <td>22</td> <td></td> <td>3</td> <td>担当係長以上</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>債権管理課</td> <td>9</td> <td></td> <td>2</td> <td>担当係長以上</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>公共施設マネジメント課</td> <td>7</td> <td></td> <td>4</td> <td>担当係長以上</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">企画政策部</td> <td>官民連携推進室</td> <td>6</td> <td></td> <td>3</td> <td>担当係長以上</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>企画課(部長含む)</td> <td>7</td> <td></td> <td>3</td> <td>担当係長以上</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>秘書広報課</td> <td>9</td> <td></td> <td>2</td> <td>担当係長以上</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>						部局名	職員数	警戒体制	非常体制		緊急体制			全員	総務部	危機管理課	8	8	8	全員	8	総務人事課(部長含む)	15		5	担当係長以上	15	税務課	22		3	担当係長以上	22	債権管理課	9		2	担当係長以上	9	公共施設マネジメント課	7		4	担当係長以上	7	企画政策部	官民連携推進室	6		3	担当係長以上	6	企画課(部長含む)	7		3	担当係長以上	7	秘書広報課	9		2	担当係長以上	9	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部局名</th> <th rowspan="2">職員数</th> <th rowspan="2">警戒体制</th> <th colspan="2">非常体制</th> <th>緊急体制</th> </tr> <tr> <th></th> <th>全員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総務部</td> <td>危機管理課</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>全員</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>総務人事課</td> <td>21</td> <td></td> <td>8</td> <td>担当係長以上</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>税務課</td> <td>32</td> <td></td> <td>5</td> <td>担当係長以上</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">企画政策部</td> <td>官民連携推進室</td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td>担当係長以上</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>企画戦略課</td> <td>16</td> <td></td> <td>5</td> <td>担当係長以上</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>地方創生推進課</td> <td>5</td> <td></td> <td>3</td> <td>担当係長以上</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>財政課</td> <td>7</td> <td></td> <td>3</td> <td>担当係長以上</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報政策課</td> <td>6</td> <td></td> <td>3</td> <td>担当係長以上</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>						部局名	職員数	警戒体制	非常体制		緊急体制		全員	総務部	危機管理課	7	7	7	全員	7	総務人事課	21		8	担当係長以上	21	税務課	32		5	担当係長以上	32	企画政策部	官民連携推進室	2		1	担当係長以上	2	企画戦略課	16		5	担当係長以上	16	地方創生推進課	5		3	担当係長以上	5	財政課	7		3	担当係長以上	7		情報政策課	6		3	担当係長以上
部局名	職員数	警戒体制	非常体制		緊急体制																																																																																																																											
				全員																																																																																																																												
総務部	危機管理課	8	8	8	全員	8																																																																																																																										
	総務人事課(部長含む)	15		5	担当係長以上	15																																																																																																																										
	税務課	22		3	担当係長以上	22																																																																																																																										
	債権管理課	9		2	担当係長以上	9																																																																																																																										
	公共施設マネジメント課	7		4	担当係長以上	7																																																																																																																										
企画政策部	官民連携推進室	6		3	担当係長以上	6																																																																																																																										
	企画課(部長含む)	7		3	担当係長以上	7																																																																																																																										
	秘書広報課	9		2	担当係長以上	9																																																																																																																										
部局名	職員数	警戒体制	非常体制		緊急体制																																																																																																																											
				全員																																																																																																																												
総務部	危機管理課	7	7	7	全員	7																																																																																																																										
	総務人事課	21		8	担当係長以上	21																																																																																																																										
	税務課	32		5	担当係長以上	32																																																																																																																										
企画政策部	官民連携推進室	2		1	担当係長以上	2																																																																																																																										
	企画戦略課	16		5	担当係長以上	16																																																																																																																										
	地方創生推進課	5		3	担当係長以上	5																																																																																																																										
	財政課	7		3	担当係長以上	7																																																																																																																										
	情報政策課	6		3	担当係長以上	6																																																																																																																										

	財政課	10	4	担当係長以上	10	市民生活事業部	生活環境課	13	4	担当係長以上	13
	デジタル戦略課	8	3	担当係長以上	8		市民課	19	4	担当係長以上	19
市民生活事業部	生活環境課(部長含む)	11	4	担当係長以上	11	健康福祉事業部	地域振興課	3	2	担当係長以上	3
	市民課	17	4	担当係長以上	17		福祉課	24	6	担当係長以上	24
	地域づくり課	3	2	担当係長以上	3		長寿課	17	4	担当係長以上	17
健康福祉事業部	福祉課(部長含む)	23	6	担当係長以上	23	産業振興事業部	健康づくり課	25	5	担当係長以上	25
	長寿課	19	4	担当係長以上	19		産業政策課	7	3	担当係長以上	7
	健康づくり課	25	4	担当係長以上	25		農政課	11	5	担当係長以上	11
	新型コロナワクチン接種推進室	3	2	担当係長以上	3		森林課	7	3	担当係長以上	7
産業振興事業部	産業政策課(部長含む)	7	3	担当係長以上	7	建設事業部	観光課	8	3	担当係長以上	8
	農林課(部長含む)	16	5	担当係長以上	16		建設課	16	6	担当係長以上	16
	観光課	7	2	担当係長以上	7		都市計画課	12	4	担当係長以上	12
建設事業部	建設課(部長含む)	16	6	担当係長以上	16	市民交流センター	建築住宅課	6	3	担当係長以上	6
	都市計画課	13	5	担当係長以上	13		新体育館建設プロジェクト	2	1	担当係長以上	2
	建築住宅課	5	3	担当係長以上	5		社会教育課	13	5	担当係長以上	13
生涯学習部	社会教育スポーツ課(部長含む)	15	5	担当係長以上	15	一生涯学習	スポーツ推進課	5	2	担当係長以上	5
	文化財課	4	2	担当係	4		男女共同参画・若者	5	2	担当係	5



活動人員一覧（令和3年4月1日）（続き）

部局名	職員数	警戒体制	非常体制	緊急体制
				全員
各支所・地区調整担当	21		15 担当係長以上	21
衛生センター	0		0 担当係長以上	0
北部子育てセンター	2		1 担当係長以上	2
浄化センター	2		1 担当係長以上	2
自然博物館	0		0 担当係長以上	0
檜川地区文化施設	0		0 担当係長以上	0
短歌館	0		0 担当係長以上	0
平出博物館	3		2 担当係長以上	3
本洗馬歴史の里資料館	0		0 担当係長以上	0
児童館	2		1 担当係長以上	2
保育園	115		30 担当係長以上	115
計	530			

(4) 災害対策本部の設置

ク 国及び県の現地対策本部等との連携

国の非常災害現地対策本部若しくは緊急災害現地対策本部または県の現地災害対策本部が市内に設置された場合等は、その本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

活動人員一覧（令和2年4月1日）（続き）

部局名	職員数	警戒体制	非常体制	緊急体制
				全員
各支所・地区調整担当	21		15 担当係長以上	21
衛生センター	0		0 担当係長以上	0
北部子育てセンター	2		1 担当係長以上	2
浄化センター	2		1 担当係長以上	2
自然博物館	0		0 担当係長以上	0
檜川地区文化施設	0		0 担当係長以上	0
短歌館	0		0 担当係長以上	0
平出博物館	2		1 担当係長以上	2
本洗馬歴史の里資料館	0		0 担当係長以上	0
児童館	3		1 担当係長以上	3
保育園	115		30 担当係長以上	115
計	539			

(4) 災害対策本部の設置

ク 国及び県の現地対策本部との連携

国の非常災害現地対策本部若しくは緊急災害現地対策本部または県の現地災害対策本部が市内に設置された場合は、その本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

組織再編により

修正

県の計画の記載に合わせて修正

<p>3 県が実施する対策（全部局）</p> <p>(1) 責務</p> <p>県内に災害が発生し、または発生しようとしているときは、法令または県地域防災計画及び県広域受援計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ、その総合調整を行うものとする。</p> <p>(3) 被災市町村への職員派遣</p> <p>ア 以下の場合、被害情報の収集及び長野県防災情報システムや物資調達・調整等支援システムへの入力支援等を行うため、当該市町村を所管する地域振興局長は、応急対策の実施等に必要があると認めるときは、県職員を情報連絡員として市災害対策本部に派遣するものとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。なお、派遣する職員は、居住地域や地方部での業務分担を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p> <p>(ア) 市町村災害対策本部の設置</p> <p>(イ) 高齢者等避難の発令</p> <p>(ウ) 震度5強以上を観測する地震の発生</p> <p>(エ) 市町村が被災状況等の報告不能</p> <p>イ 情報連絡員(地方部リエゾン)は避難指示等発令地域を通過しないと市町村役場に到達出来ないなど、派遣に危険が伴う場合には、その旨、地域振興局に伝達し、安全な場所で待機するものとする。</p> <p>4 その他関係機関が実施する対策</p> <p>(1) 責務</p> <p>ア 指定地方行政機関</p>	<p>3 県が実施する対策（全部局）</p> <p>(1) 責務</p> <p>県内に災害が発生し、または発生しようとしているときは、法令または県地域防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ、その総合調整を行うものとする。</p> <p>(3) 被災市町村災害対策本部への職員派遣</p> <p>ア 市町村において、災害対策本部が設置された場合に、市町村が被災状況等の報告ができなくなった場合等に、当該市町村を所管する地域振興局長は、応急対策の実施等に必要があると認めるときは、県職員を情報連絡員として市災害対策本部に派遣し、情報収集を行わせるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>イ 派遣された職員は情報を収集し、地域振興局と危機管理部へ情報を伝達するものとする。</p> <p>4 その他関係機関が実施する対策</p> <p>(1) 責務</p> <p>ア 指定地方行政機関</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
--	---	---

市内に災害が発生し、または発生しようとしているときは、法令、防災業務計画、市地域防災計画及び市受援計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関

市内に災害が発生し、または発生しようとしているときは、法令、防災業務計画、市地域防災計画及び市受援計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

ウ 市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により防災に関する責務を有する者

市内に災害が発生し、または発生しようとしているときは、法令、地域防災計画（市・県）及び受援計画（市・県）の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

(2) 活動体制

<塩尻市災害対策本部組織図 組織名称修正>

変更前	変更後
総務人事班	総務人事班 公共施設マネジメント班
経営戦略班	企画班 秘書広報班
情報班	デジタル戦略班
地方創生推進班	官民連携推進班
地域振興班	地域づくり班

市内に災害が発生し、または発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関

市内に災害が発生し、または発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

ウ 市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により防災に関する責務を有する者

市内に災害が発生し、または発生しようとしているときは、法令、市地域防災計画及び県地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

(2) 活動体制

<塩尻市災害対策本部組織図>※左記参照

農政班	農林班		
社会教育班	文化財班		
社会教育班	社会教育スポーツ班		
スポーツ推進班			
男女共同参画・若者サポート班			
経営管理班	上水道班		
上水道班			

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第3節 計画的な復興</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市町村等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照)</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、<b>応急対策職員派遣制度</b>に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、本市が大規模地震等により大きな被害を被ったときは、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、本市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制を十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。</p> <p>また、協定先の市町村等が被災した場合については、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><b>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、</b></p>	<p><b>第3節 計画的な復興</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照)</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、本市が大規模地震等により大きな被害を被ったときは、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、本市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制を十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。</p> <p>また、協定先の市町村等が被災した場合については、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

## 第2 主な活動

- 1 本市の災害に際しては、被害の規模及び状況に応じ、**広域受援計画に基づき**速やかに応援を要請する。
- 2 応援要請をしたときは、円滑な受入れ体制を確立する。
- 3 広域避難が行われる場合の体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費負担を考慮する。
- 5 他市町村の災害時は、災害覚知時に速やかな応援体制を整える。

## 第3 活動の内容

### 1 応援要請

#### (2) 実施計画

##### ウ 県が実施する対策

##### (ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）

##### b 他都道府県等に対する応援要請

(a) 知事は、大規模地震災害等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、または緊急性、地理的条件、被害状況等により、他都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他都道府県知事等に応援を要請するものとする。

また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努めるとともに、国〔総務省〕と協力し、**応急対策職員派遣制度**（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に

## 第2 主な活動

- 1 本市の災害に際しては、被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 応援要請をしたときは、円滑な受入れ体制を確立する。
- 3 広域避難が行われる場合の体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費負担を考慮する。
- 5 他市町村の災害時は、災害覚知時に速やかな応援体制を整える。

## 第3 活動の内容

### 1 応援要請

#### (2) 実施計画

##### ウ 県が実施する対策

##### (ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）

##### b 他都道府県等に対する応援要請

(a) 知事は、大規模地震災害等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、または緊急性、地理的条件、被害状況等により、他都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他都道府県知事等に応援を要請するものとする。

また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努めるとともに、国〔総務省〕と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町

県の計画の記載に合わせて修正

県の計画の記載に合わせて修正

<p>関する調整を実施するものとする。 (以下省略)</p> <p>2 受援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市、県（危機管理部、関係各部署）、公共機関及びその他事業者が実施する対策</p> <p>円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、<b>受援計画</b>、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。</p> <p>また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。</p>	<p>村への応援に関する調整を実施するものとする。 (以下省略)</p> <p>2 受援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市、県（危機管理部、関係各部署）、公共機関及びその他事業者が実施する対策</p> <p>円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。</p> <p>また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
--	--	-----------------------

新							旧							修正理由・備考																																																																																																							
<b>第4節 ヘリコプターの運用計画</b>  <b>第3 活動の内容</b> 1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定 (1) 基本方針 消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じてヘリコプターを選定、要請するものとする。							<b>第4節 ヘリコプターの運用計画</b>  <b>第3 活動の内容</b> 1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定 (1) 基本方針 消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じてヘリコプターを選定、要請するものとする。							県の計画の記載に合わせて修正																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>ヘリコプター別</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>映像伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル 412EPI</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリコプター</td> <td>ユーロコプター AS365N3</td> <td>13</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アグスタ AW139</td> <td>17</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援等ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td>各種</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							ヘリコプター別	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送		消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○	アグスタ AW139	17	○		○	○	広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○		海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○		ドクターヘリ	各種	6					<table border="1"> <thead> <tr> <th>ヘリコプター別</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>ヘリテレ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル 412EPI</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリコプター</td> <td>ユーロコプター AS365N3</td> <td>13</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アグスタ AW139</td> <td>17</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td>各種</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							ヘリコプター別	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ	消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○		県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○	アグスタ AW139	17	○		○	○	広域航空消防応援ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○		ドクターヘリ	各種	6				
ヘリコプター別	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																																																																															
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○																																																																																																															
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○																																																																																																															
	アグスタ AW139	17	○		○	○																																																																																																															
広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○																																																																																																															
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○																																																																																																																
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○																																																																																																																
ドクターヘリ	各種	6																																																																																																																			
ヘリコプター別	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ																																																																																																															
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○																																																																																																																
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○																																																																																																															
	アグスタ AW139	17	○		○	○																																																																																																															
広域航空消防応援ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○																																																																																																															
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○																																																																																																																
ドクターヘリ	各種	6																																																																																																																			
2 出動手続の実施 (2) 実施計画 ウ 県が実施する対策（危機管理部）							2 出動手続の実施 (2) 実施計画 ウ 県が実施する対策（危機管理部）							県の計画の記載に合わせて修正																																																																																																							

<p>(ア) ヘリコプターの要請に当たっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請するものとする。また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の状況と活動の具体的内容（消火、救助、緊急搬送、調査、人員・物資輸送等）</li> <li>・ 活動に必要な資機材等</li> <li>・ ヘリポート及び給油体制</li> <li>・ 要請者、現場責任者及び連絡方法</li> <li>・ 資機材等の準備状況</li> <li>・ 気象状況</li> <li>・ ヘリコプターの誘導方法</li> <li>・ 他のヘリコプターの活動状況</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul> <p>(イ) ヘリポートについては、市等と連携して適切な場所を選定するものとし、散水や安全確保のための要員確保等について、市等に指示するものとする。</p> <p>(ウ) 飛行の安全確保のため、被害状況偵察を含む活動時の航空無線周波数は松本空港情報圏を除き別に示すまでは1 2 3. 4 5 MHz (防災機関相互通信用)を使用することを基準とする。</p> <p>(エ) 傷病者の搬送に当たっては、輸送先のヘリポートと救急車及び収容先医療機関確保等について、市と調整するものとする。</p> <p>(オ) 市または指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請がない場合であっても、震度情報ネットワーク等他の情報により甚大な被害が予想される場合は、ヘリコプターによる情報収集を行うものとする。</p> <p>(カ) 災害対策本部設置時には、必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、各機関のヘリコプター運航の調整を行うものとする。また、平常時から各機関を交えた連絡会議を開催し、連携を図るも</p>	<p>(ア) ヘリコプターの要請に当たっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請するものとする。また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人数、傷病の程度、距離等）</li> <li>・ 活動に必要な資機材等</li> <li>・ ヘリポート及び給油体制</li> <li>・ 要請者、現場責任者及び連絡方法</li> <li>・ 資機材等の準備状況</li> <li>・ 気象状況</li> <li>・ ヘリコプターの誘導方法</li> <li>・ 他のヘリコプターの活動状況</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul> <p>(イ) ヘリポートについては、市等と連携して適切な場所を選定するものとし、散水や安全確保のための要員確保等について、市等に指示するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(ウ) 傷病者の搬送に当たっては、輸送先のヘリポートと救急車及び収容先医療機関確保等について、市と調整するものとする。</p> <p>(エ) 市または指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請がない場合であっても、震度情報ネットワーク等他の情報により甚大な被害が予想される場合は、ヘリコプターによる情報収集を行うものとする。</p> <p>(カ) 災害対策本部設置時には、必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、各機関のヘリコプター運航の調整を行うものとする。また、平常時から各機関を交えた連絡会議を開催し、連携を図るも</p>	
---	---	--

のとする。

のとする。

(別記)

(別記)

ヘリコプター要請手続要領

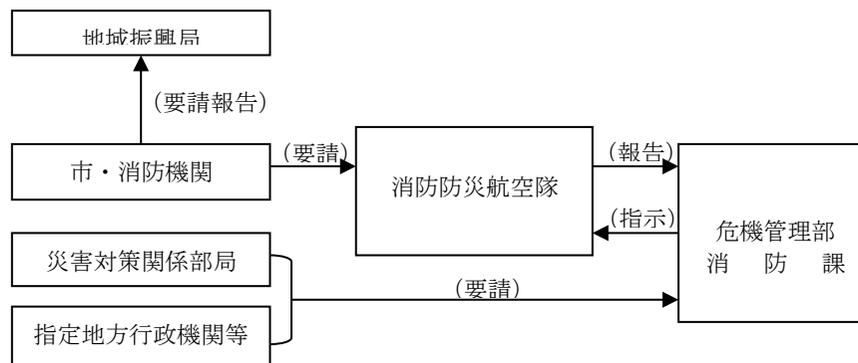
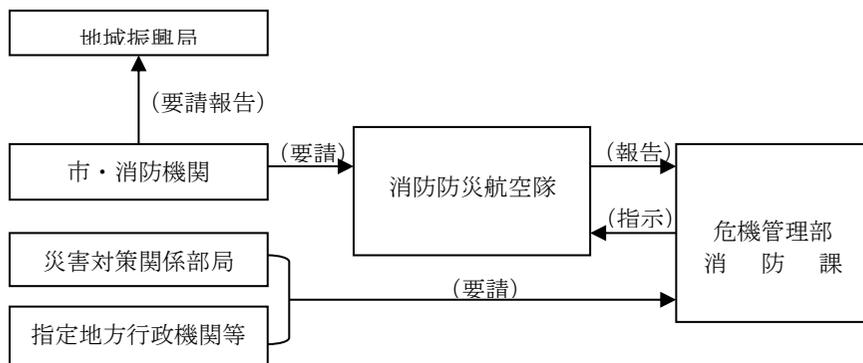
ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

1 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。



※ 連絡用無線 消防デジタル無線 (主運用波)  
呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1 (いち)」

※ 連絡用無線 消防用無線 (県内共通波)  
呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1 (いち)」

3 広域航空消防応援等ヘリコプター

3 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」または、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。

(1) 広域航空応援要請手順

- (1) 大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。
- (2) 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情

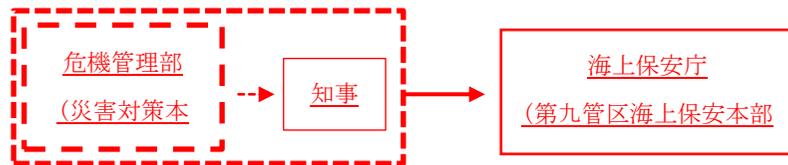
県の計画の記載に合わせて修正

県の計画の記載に合わせて修正

の情報を得た場合に、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

5 海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請するものとする。



6 ドクターヘリ  
(以下省略)

7 柵グラフィック

報を得た場合に、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

(新規)

5 ドクターヘリ  
(以下省略)

6 柵グラフィック

県の計画の記載に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第5節 自衛隊の災害派遣</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p><b>3 派遣部隊の撤収要請</b></p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、県現地連絡調整者に<b>文書または口頭をもって</b>報告する</p> <p>ウ 県が実施する対策（危機管理部）</p> <p>(7) 危機管理部長は、第13普通科連隊長及び現地連絡調整者と協議して、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、その旨を知事に報告し、その指揮を受けて第13普通科連隊長に対し、派遣部隊の撤収を<b>文書または口頭をもって</b>要請をするものとする。</p> <p>エ その他関係機関が実施する対策</p> <p>(7) 指定地方行政機関等における措置</p> <p>指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、県現地連絡調整者に<b>文書または口頭をもって</b>報告するものとする。</p>	<p><b>第5節 自衛隊の災害派遣</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p><b>3 派遣部隊の撤収要請</b></p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、県現地連絡調整者に報告する。</p> <p>ウ 県が実施する対策（危機管理部）</p> <p>(7) 危機管理部長は、第13普通科連隊長及び現地連絡調整者と協議して、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、その旨を知事に報告し、その指揮を受けて第13普通科連隊長に対し、派遣部隊の撤収の要請をするものとする。</p> <p>エ その他関係機関が実施する対策</p> <p>(7) 指定地方行政機関等における措置</p> <p>指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、県現地連絡調整者に報告するものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第6章 救助・救急・医療活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>オ 市民が実施する対策</p> <p>住民同士または自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力するものとする。</p> <p>特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>2 医療活動対策</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p><b>第6章 救助・救急・医療活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>オ 市民が実施する対策</p> <p>自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力するものとする。</p> <p>特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>2 医療活動対策</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>ウ 県が実施する対策（危機管理部、健康福祉部、警察本部）</p> <p>(ア) 保健福祉事務所（保健所）に地方部保健福祉班を置き、災害時における保健衛生・感染症予防活動を行うとともに、医療施設の被害状況、診療機能の稼働状況、医療用資機材の需給状況、施設への交通状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握するものとする。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(コ) 必要に応じ、関係機関に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請するものとする。</p> <p>エ その他関係機関・関係団体が実施する対策</p> <p>(ク) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。</p> <p>オ 市民が実施する対策</p> <p>発災直後の応急処置により、傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛けるものとする。</p>	<p>ウ 県が実施する対策（危機管理部、健康福祉部、警察本部）</p> <p>(ア) 保健福祉事務所（保健所）に地方部保健福祉班を置き、災害時における保健衛生・感染症予防活動を行うとともに、医療施設の被害状況、診療機能の稼働状況、医療用資機材の需給状況、施設への交通状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握するものとする。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(新規)</p> <p>エ その他関係機関・関係団体が実施する対策</p> <p>(新規)</p> <p>オ 市民が実施する対策</p> <p>発災直後の応急処置により、傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛けるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
--	--	---

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第7節 消防・水防活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 消防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 救助・救急活動関係</p> <p>(イ) 市民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策</p> <p>住民同士等により、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力するものとする。</p> <p>特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>2 水防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する対策（建設部）</p> <p>大規模地震発生時において、その区域における水防管理団体が行う水防活動が十分行われるよう、長野県水防本部を設置し、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>(エ) 水防資機材・車輛の貸与等</p> <p>水防管理者の備蓄する水防資機材に不足が生じたときは、所管する水防資機材・車輛の貸与等を行うものとする。</p> <p>エ ダム・水門等の管理者が実施する対策</p> <p>水門等の管理者は、地震発生後、所管する水門等の巡視を行い、破</p>	<p><b>第7節 消防・水防活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 消防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 救助・救急活動関係</p> <p>(イ) 市民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策</p> <p>自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。</p> <p>特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>2 水防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する対策（建設部）</p> <p>大規模地震発生時において、その区域における水防管理団体が行う水防活動が十分行われるよう、長野県水防本部を設置し、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>(エ) 水防資機材の貸与等</p> <p>水防管理者の備蓄する水防資機材に不足が生じたときは、所管する水防資機材の貸与等を行うものとする。</p> <p>エ ダム・水門等の管理者が実施する対策</p> <p>水門等の管理者は、地震発生後、所管する水門等の巡視を行い、破</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p>損または決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。</p> <p>また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時または水害のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行うものとする。</p> <p>特に、施設からの放流の影響が極めて大きい水門の操作に当たっては、下流域の水防管理者及び<b>その他関係機関</b>へ<b>その状況</b>を迅速に通報するものとする。</p>	<p>損または決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。</p> <p>また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時または水害のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行うものとする。</p> <p>特に、施設からの放流の影響が極めて大きい水門の操作に当たっては、下流域の水防管理者及び施設管理者へ迅速に通報するものとする。</p>	
--	---	--

新			旧			修正理由・備考								
<b>第8節 要配慮者に対する応急活動</b> 別表			<b>第8節 要配慮者に対する応急活動</b> 別表			県の計画の記載に 合わせた修正								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>配 慮 す べ き 項 目</th> <th>実 施 機 関</th> <th>対 象 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 災害情報及び高齢者等避難、避難指 示、緊急安全確保の周知</td> <td>市、関係機関、福 祉協力員</td> <td>全要配慮者</td> </tr> </tbody> </table>	配 慮 す べ き 項 目	実 施 機 関	対 象 者	○ 災害情報及び高齢者等避難、避難指 示、緊急安全確保の周知	市、関係機関、福 祉協力員		全要配慮者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配 慮 す べ き 項 目</th> <th>実 施 機 関</th> <th>対 象 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 災害情報及び避難準備・高齢者等避難 開始、避難勧告、避難指示（緊急）の 周知</td> <td>市、関係機関、福 祉協力員</td> <td>全要配慮者</td> </tr> </tbody> </table>	配 慮 す べ き 項 目	実 施 機 関	対 象 者	○ 災害情報及び避難準備・高齢者等避難 開始、避難勧告、避難指示（緊急）の 周知	市、関係機関、福 祉協力員	全要配慮者
配 慮 す べ き 項 目	実 施 機 関	対 象 者												
○ 災害情報及び高齢者等避難、避難指 示、緊急安全確保の周知	市、関係機関、福 祉協力員	全要配慮者												
配 慮 す べ き 項 目	実 施 機 関	対 象 者												
○ 災害情報及び避難準備・高齢者等避難 開始、避難勧告、避難指示（緊急）の 周知	市、関係機関、福 祉協力員	全要配慮者												

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第9節 緊急輸送活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 緊急交通路確保のための交通規制</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県公安委員会は、大規模な地震による災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止または制限し、緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制を実施する。</p> <p>この場合において、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路<b>指定路線</b>」から、被災の範囲や被災状況に応じて、緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p><b>災害</b>時は、緊急交通路確保のため、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をする。</p> <p>イ 県が実施する対策（警察本部）</p> <p>(7) <b>災害</b>時は、緊急交通確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をするものとする。</p> <p>(以下省略)</p>	<p><b>第9節 緊急輸送活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 緊急交通路確保のための交通規制</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県公安委員会は、大規模な地震による災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止または制限し、緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制を実施する。</p> <p>この場合において、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路交通規制対象予定道路」から、被災の範囲や被災状況に応じて、緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>発災時は、緊急交通路確保のため、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をする。</p> <p>イ 県が実施する対策（警察本部）</p> <p>(7) 発災時は、緊急交通確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をするものとする。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第1.1節 避難受入及び情報提供活動</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>地震発生時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、市民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策について、高齢者、障がい者等の要配慮者対策を十分考慮し、計画を作成しておく。</p> <p>特に土砂災害危険箇所・注意区域、山地災害危険地区内の要配慮者利用施設については、<b>避難指示</b>、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たってこれらの施設に十分配慮する。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 <b>避難指示</b>の実施者は、適切にその実施を行い、速やかにその内容を市民に周知する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難の指示</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震に伴う災害から、人命、身体の保護を図るとともに、災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対して<b>避難指示</b>を行う。<b>避難指示</b>を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域市民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、<b>避難指示</b>を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。</p>	<p><b>第1.1節 避難受入及び情報提供活動</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>地震発生時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、市民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策について、高齢者、障がい者等の要配慮者対策を十分考慮し、計画を作成しておく。</p> <p>特に土砂災害危険箇所・注意区域、山地災害危険地区内の要配慮者利用施設については、避難の勧告及び指示（緊急）、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たって、これらの施設に十分配慮する。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 避難勧告、避難指示（緊急）の実施者は、適切にその実施を行い、速やかにその内容を市民に周知する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難の指示</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震に伴う災害から、人命、身体の保護を図るとともに、災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対して避難勧告、避難指示（緊急）を行う。</p> <p>避難勧告、避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域市民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難の勧告または指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

(2) 実施計画

ア 実施機関

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事またはその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般 "
	自衛官	自衛隊法第 94 条	"
指定避難所の開設、受入	市長		

イ 避難指示の意味

(削除)

「指示」とは… 被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、市民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難指示及び報告、通知等

(7) 市長及び消防局長・消防本部長の行う措置

a 避難指示

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険に近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

(2) 実施計画

ア 実施機関

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
避難勧告	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
避難指示（緊急）	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事またはその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般 "
	自衛官	自衛隊法第 94 条	"
指定避難所の開設、受入	市長		

イ 避難の勧告または指示（緊急）の意味

「勧告」とは… その地域の市民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、または促す行為をいう。

「指示」とは… 被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、市民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難の勧告、指示（緊急）及び報告、通知等

(7) 市長及び消防局長・消防本部長の行う措置

a 避難勧告・避難指示（緊急）

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早

県の計画の記載に合わせた修正

<p>し、早期に避難の指示を行うものとする。</p> <p>エ 避難指示の時期</p> <p>地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。</p> <p>なお、<b>避難指示</b>を解除する場合には、十分に安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>オ <b>避難指示</b>の内容</p> <p><b>避難指示</b>を行うに際して、次の事項を明確にする。</p> <p>カ 市民への周知</p> <p>(ア) <b>避難指示</b>を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、または直接市民に対し周知する。</p> <p>避難の必要がなくなった場合も同様とする。</p> <p>特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。</p> <p>(イ) <b>高齢者等避難・避難指示</b>をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によって臨時災害放送局の開設を検討するものとする。</p> <p>ク 市有施設における避難活動</p> <p>(1) <b>避難指示</b>は、速やかに内容を庁内放送、自衛消防隊等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p>	<p>期に避難の指示、勧告を行うものとする。</p> <p>エ 避難勧告、避難指示（緊急）の時期</p> <p>地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。</p> <p>なお、避難勧告、避難指示（緊急）の解除する場合には、十分に安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>オ 避難勧告、避難指示（緊急）の内容</p> <p>避難勧告、避難指示（緊急）を行うに際して、次の事項を明確にする。</p> <p>カ 市民への周知</p> <p>(ア) 避難勧告、避難指示（緊急）を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、または直接市民に対し周知する。</p> <p>避難の必要がなくなった場合も同様とする。</p> <p>特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。</p> <p>(イ) 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によって臨時災害放送局の開設を検討するものとする。</p> <p>ク 市有施設における避難活動</p> <p>(1) 避難の勧告及び指示（緊急）は、速やかに内容を庁内放送、自衛消防隊等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
--	--	---

<p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を、一時的に受入れ保護するため、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>(イ) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</p> <p>(ウ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</p> <p>(オ) 避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に受入れるべき者を誘導し、保護する。</p>	<p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>避難勧告、避難指示（緊急）を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を、一時的に受入れ保護するため、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>(新規)</p> <p>(イ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</p> <p>(ウ) 避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に受入れるべき者を誘導し、保護する。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	-----------------------

<p>(カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水、清掃等について、避難所運営委員会により、役割分担を定め、避難所の運営を円滑に進める。</p> <p>(キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(ク) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報等は、被災者支援システムを活用し、管理する。</p> <p>(ケ) 避難の長期化等必要に応じ、プライバシーの確保等に配慮する。</p> <p>(コ) 避難所運営委員会は、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>また、避難の長期化等に応じて、プライバシーの確保状況、<b>段ボールベット、パーティション</b>等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。</p> <p>また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難についての適切な体制整備に努める。</p> <p>(サ) 指定避難所における<b>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</b></p> <p>(シ) 指定避難所の運営における女性の参画を維持するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干</p>	<p>(エ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水、清掃等について、避難所運営委員会により、役割分担を定め、避難所の運営を円滑に進める。</p> <p>(オ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(カ) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報等は、被災者支援システムを活用し、管理する。</p> <p>(キ) 避難の長期化等必要に応じ、プライバシーの確保等に配慮する。</p> <p>(ク) 避難所運営委員会は、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>また、避難の長期化等に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベット等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。</p> <p>また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難についての適切な体制整備に努める。</p> <p><b>(新規)</b></p> <p>(ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を維持するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	-----------------------

<p>し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>(ス) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(セ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>(ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、避難所運営委員会が計画的に生活環境の整備を図るための支援を行う。</p> <p>a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。</p> <p>b 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。</p> <p>c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。</p> <p>(a) ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の派遣</p> <p>(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等</p>	<p>し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>(新規)</p> <p>(コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>(ク) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、避難所運営委員会が計画的に生活環境の整備を図る。</p> <p>a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。</p> <p>b 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。</p> <p>c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。</p> <p>(a) ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の派遣</p> <p>(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
--	---	-----------------------

<p>d 要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p>e 大画面テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。</p> <p>(カ) 小・中学校における対策</p> <p>a 小・中学校が地域の指定避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。</p> <p>また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を決めておく。</p> <p>b 学校長は、指定避難所の運営について、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入、保護に努める。</p> <p>c 児童生徒が在校時に地震が発生し、小・中学校が地域の指定避難所となった場合、学校長は、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と児童生徒の避難場所を明確に区分する。</p> <p>(キ) 保育園における対策</p> <p>保育園が指定避難所となった場合は、園長は上記 (シ) に準じて適切な対策を行う。</p> <p>(ク) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>(ケ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p>	<p>d 要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p>e 大画面テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。</p> <p>(シ) 小・中学校における対策</p> <p>a 小・中学校が地域の指定避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。</p> <p>また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を決めておく。</p> <p>b 学校長は、指定避難所の運営について、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入、保護に努める。</p> <p>c 児童生徒が在校時に地震が発生し、小・中学校が地域の指定避難所となった場合、学校長は、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と児童生徒の避難場所を明確に区分する。</p> <p>(ス) 保育園における対策</p> <p>保育園が指定避難所となった場合は、園長は上記 (シ) に準じて適切な対策を行う。</p> <p>(セ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。</p> <p>(ソ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p>	
--	--	--

<p>(ト) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p>(ケ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>(ニ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>(ア) 市長の報告により、避難所の開設状況を把握し、国（内閣府）に共有するとともに、市の要請に応じ、指定避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。（危機管理部）</p> <p>（以下省略）</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。</p> <p>なお、職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>(ウ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び当該区域外の指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、国の政府本部等に支援を要請するものとする。（危機管理部）</p>	<p>（新規）</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>(ア) 市長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市の要請に応じ、指定避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。（危機管理部）</p> <p>（以下省略）</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。</p> <p>(ウ) 災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び当該区域外の指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請するものとする。（危機管理部）</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
<p>5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>広域避難及び広域一時滞在については、県、市及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</p>	<p>5 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、県、市及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) 広域避難の対応</p> <p>a 協議等</p> <p>災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</p> <p>b 実施</p> <p>あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p>c 避難者への情報提供</p> <p>避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(7) 広域避難の対応</p> <p>a 協議及び調整</p> <p>市町村から他の都道府県の市町村への広域避難に関する協議要</p>	<p>施に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) 被害が甚大で市域を超えた広域の避難、収容が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。</p> <p>(4) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。</p> <p>(5) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。</p> <p>(6) 避難者を受け入れる市町村は、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。</p> <p>(7) 居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(7) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行うものとする。</p> <p>(4) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
--	---	---

<p>求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、市町村の広域避難に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。</p> <p>b 市町村への助言</p> <p>市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。</p> <p>c 実施</p> <p>あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p>d 避難者への情報提供</p> <p>避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</p> <p>(イ) 広域一時滞在の対応</p> <p>a 協議及び調整</p> <p>市町村から他の都道府県の市町村への広域一時滞在に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。なお、市町村の広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。</p> <p>b 市町村への助言</p> <p>市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設</p>	<p>場合には、広域応援協定締結県市または国の非常本部等に支援を要請するものとする。</p> <p>(ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 被災者の保護の実施のための緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。</p>	
---	---	--

<p>数、施設概要等)等、広域一時滞在について助言を行うものとする。</p> <p>c 広域的避難収容活動の実施</p> <p>県は、政府本部が作成する広域的避難収容活動計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</p> <p>ウ 運送事業者等の関係事業者が実施する計画</p> <p>(ア) 活動実施</p> <p>運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(イ) 避難者への情報提供</p> <p>関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</p> <p>6 応急仮設住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>(ウ) (公社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会、(一社)全国木造建設事業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求めるものとする。(建設部)</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するものとする。(建設部)</p> <p>a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援に</p>	<p>(新規)</p> <p>6 応急仮設住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>(ウ) (一社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会、(一社)全国木造建設事業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求めるものとする。(建設部)</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するものとする。(建設部)</p> <p>a 民間賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	---

<p>よる応急修理の推進、公営住宅等の 既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>(以下省略)</p> <p>d (一社) プレハブ建築協会、(一社) 全国木造建設事業協会及び(一社) 長野県建設業協会、(一社) 日本 RV・トレーラーハウス協会及び(一社) 日本ムービングハウス協会との協定に基づき住宅建設を要求するものとする。</p> <p>7 被災者への的確な情報提供</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 県及び市が実施する計画 (危機管理部)</p> <p>(ア) 市町村は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</p> <p>(イ) 市町村自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 県及び市は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に</p>	<p>また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>(以下省略)</p> <p>d (一社) プレハブ建築協会、(一社) 全国木造建設事業協会及び(一社) 長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要求するものとする。</p> <p>また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行えるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。(建設部)</p> <p>7 被災者への的確な情報提供</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 県及び市が実施する計画 (危機管理部)</p> <p>(新規)</p> <p>(ア) 県及び市は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
--	---	---

<p>関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。</p> <p>なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与させる賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>(エ) 県及び市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>(オ) 市及び県は要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(カ) 県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。</p>	<p>情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。</p> <p>なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与させる賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>(イ) 県及び市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>(ウ) 市及び県は要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。</p>	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第13節 食料品等の調達供給活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>自らの備蓄により必要量を満たせない場合は、まず「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」に基づき、塩尻商工会議所、松本ハイランド農業協同組合、洗馬農業協同組合または生活協同組合コープながの等に要請、さらに不足する場合には、<b>物資調達・輸送調整等支援システムを用いて</b>近隣市町村、<b>県災害対策本部室</b>に対し、食料の供給について、種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>(7) <b>災害対策本部室</b>は、災害発生時に管内市町村から食料の供給要請があった場合、<b>県の備蓄食料の供給を行うこととし地域振興局に輸送等の手配を依頼するものとする。</b></p> <p><b>地域振興局において輸送が出来ない場合、あらかじめ締結された協定に基づいて長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合へ食料の輸送を要請する。</b>(危機管理部)</p> <p>(イ) 市町村からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて</p>	<p><b>第13節 食料品等の調達供給活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>自らの備蓄により必要量を満たせない場合は、まず「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」に基づき、塩尻商工会議所、松本ハイランド農業協同組合、洗馬農業協同組合または生活協同組合コープながの等に要請、さらに不足する場合には、<b>県</b>(松本地域振興局長)、近隣市町村、応援協定団体に対し、食料の供給について、種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>(7) <b>地域振興局長</b>は、災害発生時に管内市町村から備蓄食料の供給要請に備え、品目別に数量を確認するとともに、要請があった場合、当該地域振興局の備蓄食料の供給を行うものとする。</p> <p>また、供給した食料の種類及び数量を危機管理部長あて報告するものとする。</p> <p>被災者が多数になり、また、市町村からの食料の要請量が当該地域振興局の備蓄量を上回る場合は、当該地域振興局長は危機管理部長に必要量について報告するものとし、危機管理部長は他の地域振興局に備蓄食料の供給を依頼するものとする。(危機管理部)</p> <p>(イ) 市町村からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p>の供給を要請するものとする。また、長野県市町村災害時相互応援協定第3条に規定する物資等の提供及びあっせんが円滑に行われるよう、同協定第2条に規定する代表市町村等との連絡調整に努めるものとする。</p> <p>(危機管理部)</p>	<p>食料の供給を要請するものとする。(危機管理部)</p>	
--	--------------------------------	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第15節 生活必需品の調達供給活動</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生後、市民の避難所での状況をいち早く把握して、備蓄された生活必需品を被災者に対して供給する。</p> <p>また、不足分は地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて、迅速な調達供給活動を行う。</p> <p>なお、被災地で求められている物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、<b>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ</b>、夏季には<b>冷房器具</b>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違い配慮するものとする。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 生活必需品の調達</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の<b>効率的な</b>調達・確保に努めるものとする。</p>	<p><b>第15節 生活必需品の調達供給活動</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生後、市民の避難所での状況をいち早く把握して、備蓄された生活必需品を被災者に対して供給する。</p> <p>また、不足分は地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて、迅速な調達供給活動を行う。</p> <p>なお、被災地で求められている物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違い配慮するものとする。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 生活必需品の調達</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努めるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第16節 保健衛生、感染症予防活動</b></p> <p>第2 主な活動</p> <p>2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、<b>災害時</b>においては、衛生指導、健康調査など感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(7) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに<b>被災者台帳等に反映する。</b></p> <p>イ 県が実施する対策（健康福祉部）</p> <p>(7) 市と連携して要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、<b>医療機関の受診状況や住まいの状況の確認等</b>を行い、継続ケアに努めるものとする。</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(1) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（<b>点検を含む。</b>）、機材の確保を図る。</p>	<p><b>第16節 保健衛生、感染症予防活動</b></p> <p>第2 主な活動</p> <p>2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には、衛生指導、健康調査など感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(7) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告する。</p> <p>イ 県が実施する対策（健康福祉部）</p> <p>(7) 市と連携して要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い、継続ケアに努めるものとする。</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(1) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（含点検）、機材の確保を図る。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p>(カ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について  感染症患者または無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、<b>防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して</b>、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</p> <p>また、<b>長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</b></p> <p>加えて、<b>自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。</b></p>	<p>(カ) 感染症患者または無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
<p>イ 県が実施する対策（健康福祉部）</p> <p>(イ) 災害時に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（<b>点検を含む。</b>）、機材の確保を図り、被災時は機材の適切な導入について関係機関に対し指示を行うものとする。</p> <p>(オ) 感染症の発生予防やまん延防止のため、市の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康調査、健康診断等の感染症予防活動や適切な医療提供をするとともに、市へ、<b>消毒、ねずみ族や昆虫等</b>の駆除及び予防接種法に基づく臨時予防接種の実施について指示するものとする。</p> <p>なお、市が感染症予防活動及び消毒その他の措置を行う場合は、市の要請に基づき、必要に応じて支援するものとする。</p>	<p>イ 県が実施する対策（健康福祉部）</p> <p>(イ) 災害時に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（含点検）、機材の確保を図り、被災時は機材の適切な導入について関係機関に対し指示を行うものとする。</p> <p>(オ) 感染症の発生予防やまん延防止のため、市の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康調査、健康診断等の感染症予防活動や適切な医療提供をするとともに、市へ、消毒やねずみ族、昆虫等の駆除及び予防接種法に基づく臨時予防接種の実施について指示するものとする。</p> <p>なお、市が感染症予防活動及び消毒その他の措置を行う場合は、市の要請に基づき、必要に応じて支援するものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
<p>(コ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、<b>拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して</b>、感染</p>	<p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p>症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健所は、平常時から地域振興局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有し、地域振興局は、当該情報を市町村に対し共有するものとする。</p>		
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 社会秩序の維持</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 災害に便乗した窃盗事犯の取締り</p> <p>イ 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り</p> <p>ウ 災害に便乗した産業廃棄物の不法処分事犯の取締り</p> <p>エ 災害に便乗したサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り</p> <p>オ 広報啓発活動の推進</p> <p>カ 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施</p> <p>キ 避難所等への定期的な巡回</p>	<p><b>第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 社会秩序の維持</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 災害に便乗した窃盗事犯の取締り</p> <p>イ 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り</p> <p>ウ 災害に便乗した産業廃棄物の不法処分事犯の取締り</p> <p>エ 災害に便乗したサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り</p> <p>オ 広報啓発活動の推進</p> <p>カ 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第20節 ガス施設・危険物施設等応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 共通事項</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 県及び市が実施する主な対策</p> <p>(ア) <b>災害時</b>等における連絡（県・市）</p> <p>危険物施設等において<b>災害時</b>における関係機関との連絡体制を確立するものとする。</p> <p>イ 危険物施設等管理者が実施する主な対策</p> <p>(ア) 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置を講ずるものとする。</p> <p>(イ) 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、または発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡するものとする。</p> <p>(ウ) <b>危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</b></p> <p>2 危険物施設応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 松本広域消防局及び木曾広域消防本部が実施する対策</p>	<p><b>第20節 ガス施設・危険物施設等応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 共通事項</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 県及び市が実施する主な対策</p> <p>(ア) 災害発生時等における連絡（県・市）</p> <p>危険物施設等において災害が発生しまたは発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立するものとする。</p> <p>イ 危険物施設等管理者が実施する主な対策</p> <p>(ア) 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置を講ずるものとする。</p> <p>(イ) 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、または発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡するものとする。</p> <p><b>(新規)</b></p> <p>2 危険物施設応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 松本広域消防局及び木曾広域消防本部が実施する対策</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p>(イ) 災害時における連絡 危険物施設において災害時における連絡体制を確立するものとする。</p>	<p>(イ) 災害時における連絡 危険物施設において災害が発生しまたは発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第2 1節 電気施設応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 迅速な応急復旧活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策（建設部）</p> <p>(7) 大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況の確認を行うものとする。その上で、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。また、国〔経済産業省〕、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するものとする。</p> <p>(イ) 電気事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2社以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整するものとする。<b>(建設部)</b></p> <p>ウ 関係機関が実施する対策</p> <p>(7) 電力会社が実施する対策</p> <p>a 市、県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施するものとする。</p> <p>また、(2).ア.(7)の場合には、電気事業者等は、電源車等の配備</p>	<p><b>第2 1節 電気施設応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 迅速な応急復旧活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策（建設部）</p> <p><b>(新規)</b></p> <p>電気事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2社以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整するものとする。</p> <p>ウ 関係機関が実施する対策</p> <p>(7) 電力会社が実施する対策</p> <p>a 市、県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施するものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

に努めるものとする。		
------------	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第2.2節 上水道施設応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 上水道施設応急復旧対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県企業局が実施する対策</p> <p>(ア) 「大規模地震時の初動マニュアル」により、水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行うものとする。</p> <p>(イ) 水道施設災害時応急措置協力者等へ水道施設災害時等応援措置に関する協定により協力を依頼するとともに、工事の発注を行うものとする。</p> <p>(ウ) 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じ優先順位を定め、仮配管から配水を行うものとする。</p> <p>(エ) 停電により水道施設の機能維持が困難となった場合、予備電源への切替、燃料の調達、「災害時等の災害対応資機材のリースに関する協定」に基づく資機材の調達、停電回復見込みの情報収集等により、施設の機能維持に努めるものとする。</p>	<p><b>第2.2節 上水道施設応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 上水道施設応急復旧対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県企業局が実施する対策</p> <p>(ア) 「大規模地震時の初動マニュアル」により、水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行うものとする。</p> <p>(イ) 水道施設災害時応急措置協力者等へ水道施設災害時等応援措置に関する協定により協力を依頼するとともに、工事の発注を行うものとする。</p> <p>(ウ) 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じ優先順位を定め、仮配管から配水を行うものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第26節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>未確認の情報や誤った情報等による社会的混乱を防止し、災害時における市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の市民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確で迅速な情報の提供を行うとともに、市民等からの問い合わせ、要望、意見等についても、的確で速やかな対応を行う。</p> <p>また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、知事、市町村長等から直接呼びかけを行う。</p> <p>なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国人住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。</p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 市民等への的確な情報の伝達</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県、関係市町村、放送事業者及び関係機関と相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を、可能な限り多くの媒体を活用して適切に提供する。</p> <p>また、災害時には情報の混乱等も予想されるので、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策（危機管理部、企画振興部）</p>	<p><b>第26節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>未確認の情報や誤った情報等による社会的混乱を防止し、災害時における市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の市民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確で迅速な情報の提供を行うとともに、市民等からの問い合わせ、要望、意見等についても、的確で速やかな対応を行う。</p> <p>なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国人住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。</p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 市民等への的確な情報の伝達</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県、関係市町村、放送事業者及び関係機関と相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を、可能な限り多くの媒体を活用して適切に提供する。</p> <p>また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるので、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策（危機管理部、企画振興部）</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p>(ア) 広報資料の収集</p> <p>広報資料の収集は、危機管理防災課（災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど、直接広報資料の収集を行うものとする。</p> <p>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>(イ) 報道機関に対する発表</p> <p>被害状況及び対策等の情報については、災害対策本部を設置した場合は、本部室長の指示により情報発信担当が、それ以外は危機管理部がそれぞれ報道機関等に対し発表を行うものとする。</p> <p>なお、地方部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部と協議の上、行うものとする。</p> <p>また、大雨特別警報発表時など、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、知事が直接住民に対して避難を呼びかける。</p> <p>ウ 放送事業者が実施する対策</p> <p>(NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・テレビ松本・LCV・FM長野)</p> <p>(ア) 法令に基づく放送送出</p> <p>災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難情報等について放送送出要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送局は速やかに放送を実施するものとする。</p> <p>なお、市からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行うものとする。</p> <p>法令に基づく放送送出要請機関は、次のとおりである。</p> <p>a 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）</p>	<p>(ア) 広報資料の収集</p> <p>広報資料の収集は、危機管理防災課（災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど、直接広報資料の収集を行うものとする。</p> <p>(イ) 報道機関に対する発表</p> <p>被害状況及び対策等の情報について、必要の都度報道機関に対し発表を行うものとする。発表は通常危機管理防災課が行うが、災害対策本部における発表は、本部室長の指示により情報発信担当が行うものとする。</p> <p>また、地方部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部と協議の上、行うものとする。</p> <p>ウ 放送事業者が実施する対策</p> <p>(NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・テレビ松本・LCV・FM長野)</p> <p>(ア) 法令に基づく放送送出</p> <p>災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送局は速やかに放送を実施するものとする。</p> <p>なお、市からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行うものとする。</p> <p>法令に基づく放送送出要請機関は、次のとおりである。</p> <p>a 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	---

<p>及び市</p> <p>b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）</p> <p>c 日本赤十字社（長野県支部）</p>	<p>及び市</p> <p>b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）</p> <p>c 日本赤十字社（長野県支部）</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第27節 土砂災害等応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 警戒避難情報を市民に提供し、適時適切に<b>避難指示等</b>の処置を講じる。</p> <p>エ 市民が実施する対策</p> <p>気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うとともに、警戒避難情報に注意を払い、<b>避難指示等</b>が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて<b>避難指示等</b>の処置を講じる。</p> <p>(オ) 災害の危険性が高まり、<b>避難指示等</b>の対象地域、発令及び解除の判断時期について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</p> <p>イ 松本広域消防局及び木曾広域消防本部が実施する対策</p> <p>(エ) <b>避難指示等</b></p>	<p><b>第27節 土砂災害等応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 警戒避難情報を市民に提供し、適時適切に避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講じる。</p> <p>エ 市民が実施する対策</p> <p>気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うとともに、警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講じる。</p> <p>(オ) 災害の危険性が高まり、避難勧告または避難指示（緊急）の対象地域、発令及び解除の判断時期について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</p> <p>イ 松本広域消防局及び木曾広域消防本部が実施する対策</p> <p>(エ) 避難勧告、避難指示（緊急）</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修</p> <p>県の計画の記載に合わせた修</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p>市長と連携して、住民に警戒避難情報を提供するとともに、市長が人命危険回避のため<b>避難指示等</b>を発令した場合は、迅速に住民に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>ウ 県が実施する対策</p> <p>(エ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<b>避難指示等</b>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p> <p>エ その他関係機関が実施する対策（地方整備局、気象台）</p> <p>(オ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<b>避難指示等</b>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p> <p>オ 市民が実施する対策</p> <p>気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うとともに、警戒避難情報に注意を払い、<b>避難指示等</b>が出された場合、これに迅速に従うものとする。</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて、<b>避難指示等</b>の措置を講じる。</p> <p>(ウ) 災害の危険性が高まり、<b>避難指示等</b>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</p> <p>イ 松本広域消防局及び木曽広域消防本部の実施する対策</p>	<p>市長と連携して、住民に警戒避難情報を提供するとともに、市長が人命危険回避のため避難勧告、避難指示（緊急）を発令した場合は、迅速に住民に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>ウ 県が実施する対策</p> <p>(エ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難勧告、避難指示（緊急）の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p> <p>エ その他関係機関が実施する対策（地方整備局、気象台）</p> <p>(オ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難勧告、避難指示（緊急）の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p> <p>オ 市民が実施する対策</p> <p>気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うとともに、警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合、これに迅速に従うものとする。</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて、避難勧告、避難指示（緊急）等の措置を講じる。</p> <p>(ウ) 災害の危険性が高まり、避難勧告、避難指示（緊急）の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</p> <p>イ 松本広域消防局及び木曽広域消防本部の実施する対策</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	--	---

<p>(ウ) <b>避難指示等</b></p> <p>市長と連携して、住民に警戒避難情報を提供するとともに、市長が人命危険回避のため避難の指示をした場合、迅速に住民に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>ウ 県が実施する対策（建設部）</p> <p>(カ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<b>避難指示等</b>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p> <p>エ 関係機関が実施する対策（地方整備局、気象台）</p> <p>(オ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<b>避難指示等</b>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p> <p>オ 市民が実施する対策</p> <p>気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うとともに、雨量情報等の警戒避難情報に注意を払い、<b>避難指示等</b>が出された場合、これに迅速に従うものとする。</p> <p>4 かけ崩れ応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて<b>避難指示等</b>の処置を講じる。</p> <p>(エ) 災害の危険性が高まり、<b>避難指示等</b>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</p>	<p>(ウ) 避難勧告・避難指示（緊急）</p> <p>市長と連携して、住民に警戒避難情報を提供するとともに、市長が人命危険回避のため避難の指示及び勧告をした場合、迅速に住民に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>ウ 県が実施する対策（建設部）</p> <p>(カ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難勧告、避難指示（緊急）の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p> <p>エ 関係機関が実施する対策（地方整備局、気象台）</p> <p>(オ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難勧告、避難指示（緊急）の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p> <p>オ 市民が実施する対策</p> <p>気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うとともに、雨量情報等の警戒避難情報に注意を払い、<b>避難勧告・避難指示（緊急）</b>が出された場合、これに迅速に従うものとする。</p> <p>4 かけ崩れ応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講じる。</p> <p>(エ) 災害の危険性が高まり、避難勧告、避難指示（緊急）の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	---

<p>イ 県が実施する対策</p> <p>(エ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p> <p>ウ 関係機関が実施する対策（地方整備局、気象台）</p> <p>(イ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p> <p>エ 市民が実施する対策</p> <p>気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うとともに、警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとするものとする。</p>	<p>イ 県が実施する対策</p> <p>(エ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難勧告、避難指示（緊急）の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p> <p>ウ 関係機関が実施する対策（地方整備局、気象台）</p> <p>(イ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難勧告、避難指示（緊急）の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p> <p>エ 市民が実施する対策</p> <p>気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うとともに、警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合これに迅速に従うものとするものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	-----------------------

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第28節 建築物災害応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 一般建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策（建設部）</p> <p>(4) 市から、被災建築物や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行うものとする。<b>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</b></p> <p>3 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(7) <b>市文化財所管部局</b>は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導<b>する。</b></p> <p>(4) 国・県・市指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。</p> <p>(5) <b>被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</b></p> <p>イ 県が実施する対策（教育委員会）</p> <p>(7) 災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう市教育委員会を通じて指導する。</p>	<p><b>第28節 建築物災害応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 一般建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策（建設部）</p> <p>(4) 市から、被災建築物や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行うものとする。</p> <p>3 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県・市指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。</p> <p>イ 県が実施する対策（教育委員会）</p> <p>教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう市教育委員会を通じて指導するとと</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p>(イ) 国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告するものとする。</p> <p>(ロ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p>ウ 所有者が実施する対策</p> <p>(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。</p> <p>(イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。</p> <p>(ロ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市文化財所管部局の指導を受けて実施するものとする。</p> <p>(エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p>	<p>もに、国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告するものとする。</p> <p>ウ 所有者が実施する対策</p> <p>(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。</p> <p>(イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。</p> <p>(ロ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施するものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	--	-----------------------

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第29節 道路及び橋梁応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震により、道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。</p> <p>また、<b>ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた</b>交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。</p> <p>道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。</p>	<p><b>第29節 道路及び橋梁応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震により、道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。</p> <p>また、交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。</p> <p>道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>



新	旧	修正理由・備考
<p><b>第3.2節 農林水産物災害応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 農業<b>農村支援センター</b>、農業協同組合等関係機関と連携して、被害状況の早期かつ的確な把握を行い、その結果を<b>農業農村支援センター</b>に報告する。</p> <p>イ 県が実施する対策（農政部）</p> <p>(イ) 県及び<b>農業農村支援センター</b>は、市、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行うものとする。</p> <p>(イ) 被害の状況に応じ、県または現地機関において、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を作成し、<b>農業農村支援センター</b>、病害虫防除所等の現地機関を通じて、指導の徹底を図るものとする。</p> <p>(エ) 被災地における家畜への飼料供給及び<b>生乳の集送体制</b>を確保するため、国、市及び関係団体との調整を行うものとする。</p> <p>(カ) 必要に応じて、市町村や関係機関と連携して、被災地における<b>農業関係のボランティアニーズの把握に努めるとともに、受入が必要となる場合には技術支援を行う。</b></p>	<p><b>第3.2節 農林水産物災害応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 農業改良普及センター、農業協同組合等関係機関と連携して、被害状況の早期かつ的確な把握に努め、県松本地域振興局に報告する。</p> <p>イ 県が実施する対策（農政部）</p> <p>(イ) 県及び地域振興局は、市、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行うものとする。</p> <p>(イ) 被害の状況に応じ、県または現地機関において、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を作成し、<b>農業改良普及センター</b>、病害虫防除所等の現地機関を通じて、指導の徹底を図るものとする。</p> <p>(エ) 被災地における家畜への飼料供給を確保するため、国、市及び関係団体との調整を行うものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第3.3節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、宅地及び構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[建築物や宅地関係]</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(イ) 被災地において、安全に危険度判定士が迅速な判定作業が行えるよう、次の事項を整備する。</p> <p>a 応急危険度判定士の派遣要請</p> <p>b 応急危険度判定を要する建築物や敷地または地区の選定</p> <p>c 市内の被災地域への派遣手段の確保</p> <p>d 応急危険度判定士との連絡手段確保</p> <p>(イ) 市長は必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について立入禁止等の措置をとる。</p> <p>(ウ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(イ) 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。</p>	<p><b>第3.3節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、宅地及び構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[建築物や宅地関係]</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(イ) 被災地において、安全に危険度判定士が迅速な判定作業が行えるよう、次の事項を整備する。</p> <p>a 応急危険度判定士の派遣要請</p> <p>b 応急危険度判定を要する建築物や敷地または地区の選定</p> <p>c 市内の被災地域への派遣手段の確保</p> <p>d 応急危険度判定士との連絡手段確保</p> <p>(イ) 市長は必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について立入禁止等の措置をとる。</p> <p>(新規)</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(イ) 緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

【震災対策編】第3章第35節

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第35節 飼養動物の保護対策</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 県が実施する対策</p> <p>イ 県は、市長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置をとるものとする。<b>なお、職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</b>(健康福祉部、農政部、警察本部)</p> <p>カ 県は、飼い主とペットの同行避難を円滑に受け入れるために避難所運営指針を必要に応じて見直し、市町村や関係機関と、研修会や総合防災訓練における実施等を通じて、平時より普及啓発と連携を進める。 (危機管理部、健康福祉部)</p>	<p><b>第35節 飼養動物の保護対策</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 県が実施する対策</p> <p>イ 県は、市長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置をとるものとする。(健康福祉部、農政部、警察本部)</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第36節 ボランティアの受入体制</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時においては、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。</p> <p>そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入体制の確保に努めるとともに、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体等と情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。</p> <p>2 災害ボランティアセンター等のボランティア活動拠点を設置し、ボランティアの受入や活動の調整、資機材等の調達・提供を行う等、円滑かつ効果的なボランティア活動を支援する。</p> <p>3 塩尻市社会福祉協議会が主体となり、受入ボランティアの研修を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災地のボランティアニーズの把握と受入体制の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズに合わせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地における被</p>	<p><b>第36節 ボランティアの受入体制</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。</p> <p>事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティア、NPO、NGO、企業等についても、窓口を設置し、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入体制の確保に努めるとともに、被災地で支援活動を行っているNPO・ボランティア等と情報を共有する場を設置し、支援者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。</p> <p>2 必要に応じてボランティアの活動拠点を設置し、資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。</p> <p>3 塩尻市社会福祉協議会が主体となり、受入ボランティアの研修を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災地のニーズの把握と受入体制の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズに合わせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地におけるボ</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図るための研修を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 市内行政区、防災関係機関等を通じ、被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、幅広い広報伝達手段を使い、ボランティア情報の提供に努める。</p> <p>(イ) 市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。</p> <p>(エ) ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努めるものとする。</p> <p>(オ) 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p> <p>イ 県が実施する対策（危機管理課部、県民文化部、健康福祉部）</p>	<p>ランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図るための研修を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 市内行政区、防災関係機関等を通じ、被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、幅広い広報伝達手段を使い、ボランティア情報の提供に努める。</p> <p>(イ) 市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。</p> <p>(エ) ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告する。</p> <p>(新規)</p> <p>イ 県が実施する対策（危機管理課部、県民文化部、健康福祉部）</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に</p>
--	---	---------------------------------------

<p>(ウ) 長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬調整などを行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</p>	<p>(ウ) 長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p>	<p>合わせて修正</p>
<p>エ 広域的災害ボランティア支援団体のネットワーク(特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)、長野県災害時支援ネットワーク(N-NET)など)が実施する対策</p> <p>(ア) 被災者のボランティアニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 必要に応じて県や市町村等に対して被災者支援に関する支援策の提言などを行うものとする。</p>	<p>エ 広域的災害ボランティア支援団体のネットワークが実施する対策</p> <p>(ア) 被災者ニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 必要に応じて被災者支援に関する支援策の提言などを行うものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
<p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援するものとする。</p> <p>ウ 社会福祉協議会が実施する対策</p> <p>(ア) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県の拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の</p>	<p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>必要に応じボランティアに対し、活動上の安全確保及び物資等の提供を行い、活動の支援を行うものとする。</p> <p>ウ 社会福祉協議会が実施する対策</p> <p>(ア) 社会福祉協議会は、市災害対策本部内に福祉救援ボランティア活動の連絡調整を行う拠点として本部を設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。</p> <p>また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。</p> <p>(イ) 被災地の市町村社会福祉協議会は、市町村と協議の上、市町村センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行うものとする。</p>	<p>先、人員等の調整、情報の収集・提供を行うとともに、現地本部、行政等関係機関との連絡調整を行うものとする。また、活動に必要な機材・物資の調達等の支援を行うものとする。</p> <p>(イ) 通信交通アクセスがよい地域に、現地本部の活動を支援する前線拠点として救援本部を設置し、ボランティアの登録、コーディネーターの派遣、必要な物資の調達等の支援を行うものとする。</p>	
---	---	--

【震災対策編】第3章第38節

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第38節 災害救助法の適用</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>市単位の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合（<b>被害のおそれがある場合を含む。</b>）に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。</p> <p>災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。</p>	<p><b>第38節 災害救助法の適用</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>市単位の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。</p> <p>災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市、県及び公共機関が実施する計画</p> <p>(7) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。</p> <p>特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。</p> <p>(ウ) 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。</p> <p>(エ) 指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域</p>	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市、県及び公共機関が実施する計画</p> <p>(7) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。</p> <p>特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

- (ア) 地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。
- (カ) ライフラインである交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。
- (キ) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図るものとする。
- (ク) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度被害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上、事業期間の短縮に努めるものとする。
- (ケ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成するものとする。
- (コ) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける場合は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるため、速やかに査定を受けるよう努めるものとする。
- (サ) 緊急に**査定**を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が受けられるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。

(削除)

- (シ) 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底

- (ウ) 地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。
- (エ) ライフラインである交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。
- (オ) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図るものとする。
- (カ) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度被害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上、事業期間の短縮に努めるものとする。
- (キ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成するものとする。
- (ク) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける場合は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるため、速やかに査定を受けるよう努めるものとする。
- (ケ) 緊急に行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が受けられるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。
- (コ) 県は、被災市町村からの要請により、応援市町村へ県の職員派遣を行うものとする。
- (サ) 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に

<p>底に努めるものとする。</p> <p>2 災害廃棄物の処理</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、令和元年度に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保して必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。</p> <p>a 災害廃棄物の適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。</p> <p>b 復旧・復興計画を考慮して、計画的に行うよう努める。</p> <p>c 環境汚染の防止、市民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。</p> <p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、人員の確保が困難となる場合がある。そのため県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマス</p>	<p>努めるものとする。</p> <p>2 災害廃棄物の処理</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、令和元年度に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保して必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。</p> <p>また、災害廃棄物の処理に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>a 災害廃棄物の適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。</p> <p>b 復旧・復興計画を考慮して、計画的に行うよう努める。</p> <p>c 環境汚染の防止、市民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。</p> <p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、人員の確保が困難となる場合がある。そのため県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
--	---	---

ク着用等を徹底する。		
------------	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第5節 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害を受けた市民の生活安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講ずる必要がある。</p> <p>さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>2 被害の状況が被災者生活再建支援法<b>または信州被災者生活再建支援制度</b>の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（建設部）</p> <p>(ウ) 被害状況把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）</p> <p>被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は、支援を行うものとする。</p> <p>調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し</p>	<p><b>第5節 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害を受けた市民の生活安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講ずる必要がある。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（建設部）</p> <p>(ウ) 被害状況把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）</p> <p>被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は、支援を行うものとする。</p> <p>調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整の上、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>(カ) 発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するものとする。また、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</p> <p>(キ) 災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>2 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災者生活再建支援法または信州被災者生活再建支援制度は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害が、一定の基準に該当するときに適用する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(エ) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度等の周知を行う。</p>	<p>必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整の上、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(カ) 災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>2 被災者生活再建支援法による復興</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災者生活再建支援法は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害が、一定の基準に該当するときに適用する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(エ) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	---	-----------------------

【震災対策編】第5章第2節

新	旧	修正理由・備考																								
<p><b>第5章 東海地震等に関する事前対策計画</b></p> <p><b>第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発表時の活動体制</b></p> <p>第2 県の体制</p> <p>1 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合、県はその情報の内容に応じ必要な活動体制をとるものとする。</p> <p>(1) 東海地震に関する情報等の種別と活動体制</p> <table border="1" data-bbox="123 598 992 1332"> <thead> <tr> <th>情報の種別</th> <th>活動体制</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震に関連する調査情報（臨時）</td> <td>東海地震観測体制</td> <td>○ 東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）</td> <td>東海地震注意体制</td> <td>○ 東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○ 地震災害警戒本部設置の準備 ○ 地震防災応急対策の準備 ・ 警戒宣言が発表された際の対応等確認 ・ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・ 管理している施設の緊急点検 ・ 必要により県立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策</td> </tr> <tr> <td>警戒宣言及び東海地震予知情報</td> <td>東海地震警戒体制</td> <td>○ 地震災害警戒本部の設置 ○ 地震予知情報等の収集及び伝達 ○ 地震防災応急対策の実施 ・ 市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・ 県内における地震応急対策の総合調整及び推進</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種別	活動体制	業務内容	東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震観測体制	○ 東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達	東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	東海地震注意体制	○ 東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○ 地震災害警戒本部設置の準備 ○ 地震防災応急対策の準備 ・ 警戒宣言が発表された際の対応等確認 ・ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・ 管理している施設の緊急点検 ・ 必要により県立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策	警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	○ 地震災害警戒本部の設置 ○ 地震予知情報等の収集及び伝達 ○ 地震防災応急対策の実施 ・ 市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・ 県内における地震応急対策の総合調整及び推進	<p><b>第5章 東海地震等に関する事前対策計画</b></p> <p><b>第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発表時の活動体制</b></p> <p>第2 県の体制</p> <p>1 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合、県はその情報の内容に応じ必要な活動体制をとるものとする。</p> <p>(1) 東海地震に関する情報等の種別と活動体制</p> <table border="1" data-bbox="1019 598 1888 1332"> <thead> <tr> <th>情報の種別</th> <th>活動体制</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震に関連する調査情報（臨時）</td> <td>東海地震観測体制</td> <td>○ 東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）</td> <td>東海地震注意体制</td> <td>○ 東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○ 地震災害警戒本部設置の準備 ○ 地震防災応急対策の準備 ・ 警戒宣言が発表された際の対応等確認 ・ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・ 管理している施設の緊急点検 ・ 必要により県立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策</td> </tr> <tr> <td>警戒宣言及び東海地震予知情報</td> <td>東海地震警戒体制</td> <td>○ 地震災害警戒本部の設置 ○ 地震予知情報等の収集及び伝達 ○ 地震防災応急対策の実施 ・ 市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・ 県内における地震応急対策の総合調整及び推進</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種別	活動体制	業務内容	東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震観測体制	○ 東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達	東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	東海地震注意体制	○ 東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○ 地震災害警戒本部設置の準備 ○ 地震防災応急対策の準備 ・ 警戒宣言が発表された際の対応等確認 ・ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・ 管理している施設の緊急点検 ・ 必要により県立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策	警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	○ 地震災害警戒本部の設置 ○ 地震予知情報等の収集及び伝達 ○ 地震防災応急対策の実施 ・ 市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・ 県内における地震応急対策の総合調整及び推進	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
情報の種別	活動体制	業務内容																								
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震観測体制	○ 東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達																								
東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	東海地震注意体制	○ 東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○ 地震災害警戒本部設置の準備 ○ 地震防災応急対策の準備 ・ 警戒宣言が発表された際の対応等確認 ・ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・ 管理している施設の緊急点検 ・ 必要により県立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策																								
警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	○ 地震災害警戒本部の設置 ○ 地震予知情報等の収集及び伝達 ○ 地震防災応急対策の実施 ・ 市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・ 県内における地震応急対策の総合調整及び推進																								
情報の種別	活動体制	業務内容																								
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震観測体制	○ 東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達																								
東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	東海地震注意体制	○ 東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○ 地震災害警戒本部設置の準備 ○ 地震防災応急対策の準備 ・ 警戒宣言が発表された際の対応等確認 ・ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・ 管理している施設の緊急点検 ・ 必要により県立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策																								
警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	○ 地震災害警戒本部の設置 ○ 地震予知情報等の収集及び伝達 ○ 地震防災応急対策の実施 ・ 市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・ 県内における地震応急対策の総合調整及び推進																								
<p>※ 「東海地震に関連する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海</p>	<p>※ 「東海地震に関連する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海</p>																									

<p>地震注意情報及び東海地震に関する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報」をいう。</p> <p>なお、平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行われないこととされている。</p>	<p>地震注意情報及び東海地震に関する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報」をいう。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第3節 情報収集伝達計画</b></p> <p>第1 地震予知に関する情報等の伝達</p> <p>市が、県を経由して入手する情報の種類は、警戒宣言及び地震予知情報等があり、これらの情報の伝達は、次の経路により迅速かつ的確に行う。</p> <p>1 伝達系統図</p> <p>(1) 勤務時間内</p> <p>(組織名変更)</p> <p>経営戦略課 → 企画課に変更</p>	<p><b>第3節 情報収集伝達計画</b></p> <p>第1 地震予知に関する情報等の伝達</p> <p>市が、県を経由して入手する情報の種類は、警戒宣言及び地震予知情報等があり、これらの情報の伝達は、次の経路により迅速かつ的確に行う。</p> <p>1 伝達系統図</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>組織再編による変更</p>

【震災対策編】第5章第5節

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第5節 避難活動等</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>東海地震に関する「警戒宣言」が発表された場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置をとるものとする。</p> <p>その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国人住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導に当たっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。</p> <p>また、<b>避難指示等</b>の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど、避難活動の実効性を確保するものとする。</p> <p>なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所での行動をするものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 避難の勧告または指示</p> <p>(1) 市が実施する計画</p> <p>イ 避難対象地区の市民等に、広報車、防災行政無線等の手段を活用し、地区の範囲、指定緊急避難場所、避難路及び<b>避難指示等</b>の伝達方法等について十分徹底を図る。</p>	<p><b>第5節 避難活動等</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>東海地震に関する「警戒宣言」が発表された場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置をとるものとする。</p> <p>その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国人住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導に当たっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。</p> <p>また、避難勧告または避難指示（緊急）の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど、避難活動の実効性を確保するものとする。</p> <p>なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所での行動をするものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 避難の勧告または指示</p> <p>(1) 市が実施する計画</p> <p>イ 避難対象地区の市民等に、広報車、防災行政無線等の手段を活用し、地区の範囲、指定緊急避難場所、避難路及び避難勧告または避難指示（緊急）の伝達方法等について十分徹底を図る。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>(2) 県が実施する計画</p> <p>ア 地震防災対策強化地域の市町村に対し、避難指示等の実施に関する連絡調整及び助言を行うものとする。(危機管理部)</p> <p>5 避難活動</p> <p>(1) 市が実施する計画</p> <p>イ 避難所の設置及び運営については、次により行う。</p> <p>(イ) 避難所で避難生活をする者は、避難指示等を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。</p> <p>なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずる。</p>	<p>(2) 県が実施する計画</p> <p>ア 地震防災対策強化地域の市町村に対し、避難勧告または指示（緊急）の実施に関する連絡調整及び助言を行うものとする。(危機管理部)</p> <p>5 避難活動</p> <p>(1) 市が実施する計画</p> <p>イ 避難所の設置及び運営については、次により行う。</p> <p>(イ) 避難所で避難生活をする者は、避難勧告または避難指示（緊急）を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。</p> <p>なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずる。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
--	--	-----------------------

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画</b></p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 食料及び生活必需品の確保</p> <p>(3) 関係機関が実施する計画（農林水産省<b>政策統括官付</b>）</p> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章の<b>I</b>の第11に基づき、知事または市長からの要請を受けて、緊急売却の措置を講ずるものとする。</p>	<p><b>第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画</b></p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 食料及び生活必需品の確保</p> <p>(3) 関係機関が実施する計画（農林水産省）</p> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第11に基づき、知事または市長からの要請を受けて、緊急売却の措置を講ずるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>